

産業建設常任委員会

日 時 平成31年3月11日（月）午前10時から
場 所 委員会室

議 題

1 付託案件（8件）

- （1）議案第12号 平成30年度射水市下水道事業会計補正予算（第3号）
- （2）議案第 5号 平成31年度射水市水道事業会計予算
- （3）議案第 6号 平成31年度射水市下水道事業会計予算
- （4）議案第15号 射水市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
- （5）議案第22号 射水市企業立地推進条例の一部改正について
- （6）議案第23号 射水市営土地改良事業及び農地、農業用施設災害復旧事業の経費の賦課徴収条例の一部改正について
- （7）議案第24号 射水市都市公園条例の一部改正について
- （8）議案第25号 射水市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

2 陳 情（1件）

- （1）射水市海岸に釣り桟橋の設置について

3 報告事項（7件）

- （1）第2次射水市中小企業振興計画の策定について
・・・・・・・・産業経済部 商工企業立地課 資料1
- （2）射水市プレミアム付き商品券事業（案）について
・・・・・・・・産業経済部 商工企業立地課 資料2
- （3）射水市都市計画マスタープラン全体構想（素案）概要について
・・・・・・・・都市整備部 都市計画課 資料1
- （4）射水市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱の一部改正について
・・・・・・・・都市整備部 建築住宅課 資料1
- （5）水道事業包括業務委託事業者の選考結果について
・・・・・・・・上下水道部 上下水道業務課 資料1
- （6）平成31年度（2019年度）水道水質検査計画（案）について
・・・・・・・・上下水道部 上水道工務課 資料1
- （7）射水市雨水管理総合計画（案）について
・・・・・・・・上下水道部 下水道工務課 資料1

4 その他

第2次射水市中小企業振興計画の策定について

1 計画策定の趣旨

中小企業等を地域経済の要と位置づけ、その振興を総合的かつ計画的に図るため、今後の中小企業振興に係る基本施策や具体的な取組を定めるもの。これにより、「射水市中小企業・小規模企業振興基本条例（案）」が目指す「中小企業等の振興を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上」の実現を図る。

2 策定期間及び計画期間

- (1) 策定期間 2019年（平成31年）3月
- (2) 計画期間 2019年度（平成31年度）～2023年度まで（5か年）

3 計画検討の経過

- ・H30.7月 第1回第2次射水市中小企業振興計画検討委員会
- ・H30.9月 市民アンケート実施（市民1,000人を無作為抽出 回答率38%）
- ・H30.9～10月 ワークショップ実施（2回開催 参加者：小規模事業者等16名）
- ・H30.10月 第2回第2次射水市中小企業振興計画検討委員会
- ・H30.12～1月 パブリックコメント実施
- ・H31.2月 第3回第2次射水市中小企業振興計画検討委員会
市に検討結果を報告

4 計画の概要

- (1) 将来像 地域資源を活かし 未来を切り拓く 射水の中小企業
～海・川・野・里山、港、ひと、技術、豊かな射水の財産を 輝く未来への力に変えて～
- (2) 基本施策

基本施策	具体的な取組
1 経営革新及び創業の促進	(1) 商工団体への支援 (2) 経営に関する支援、相談及び指導の充実 (3) 創業の促進
2 販路拡大の促進	(1) 販路拡大の促進
3 産学官金連携の促進及び連携による 新技術等開発の促進	(1) 産学官金連携の促進 (2) 新技術・新商品の開発支援の推進
4 人材育成及び人材確保の促進	(1) 人材育成の促進 (2) 人材の確保
5 円滑な事業承継の支援	(1) 円滑な事業承継の支援
6 地域資源や地域特性を活かした地域 経済発展の促進	(1) 商店街・商店の賑わいづくりの推進 (2) 商工団体と商店街・商店との連携促進 (3) コミュニティビジネスの調査・研究 (4) 企業誘致の推進
7 労働環境及び勤労者福祉向上の促進	(1) 労働環境の向上 (2) 勤労者福祉の向上
8 次代を担う若者の勤労観及び職業観 育成の促進	(1) 児童生徒の勤労観及び職業観の育成 (2) 創業機運の醸成

5 進捗管理

本計画に基づき各種施策を効果的・効率的に推進していくため、成果指標を定めるとともに、学識経験者や関係機関等で構成する協議の場において進捗状況の検証等を行う。

6 成果指標及び目標値

(1) 経営革新及び創業の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023 年度)
年間商品販売額	2016 年度 (平成 28 年度)	2,886 億円	3,300 億円
製造品出荷額 (従業者 300 人未満の事業所)	2016 年度 (平成 28 年度)	3,107 億円	3,300 億円
専門家活用支援事業補助金 利用件数	2017 年度 (平成 29 年度)	4 件／年	10 件／年
創業支援事業補助金利用件数	2017 年度 (平成 29 年度)	11 件／年	累計 85 件 (2019～2023 年度)

(2) 販路拡大の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023 年度)
中小企業販路拡大支援事業補助金 利用件数	2017 年度 (平成 29 年度)	15 件／年	30 件／年

(3) 産学官金連携の促進及び連携による新技術等開発の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023 年度)
産学官金共同研究の年間件数	2017 年度 (平成 29 年度)	11 件／年	15 件／年

(4) 人材育成及び人材確保の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023 年度)
合同企業説明会参加者数	2017 年度 (平成 29 年度)	35 人	80 人
学生企業訪問支援事業の参加学生 満足度	2017 年度 (平成 29 年度)	97.7%	98.3%

(5) 円滑な事業承継の支援

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023 年度)
専門家活用支援事業補助金 利用件数	2017 年度 (平成 29 年度)	4 件／年	10 件／年

(6) 地域資源や地域特性を活かした地域経済発展の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023 年度)
商店街等新規出店支援事業 補助金利用件数	2017 年度 (平成 29 年度)	累計 6 件	累計 10 件 (2019～2023 年度)
工事の市内業者発注件数割合	2017 年度 (平成 29 年度)	83.51%	87%
市内企業団地分譲率	2017 年度 (平成 29 年度)	97.6%	100%

(7) 労働環境及び勤労者福祉の向上の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023 年度)
射水市ゆとりライフ互助会加入者数	2017 年度 (平成 29 年度)	829 人	900 人
中小企業退職共済加入者数	2017 年度 (平成 29 年度)	3,758 人	4,100 人

(8) 次代を担う若者の勤労観及び職業観育成の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値 (2023 年度)
創業機運醸成事業 参加者数	—	—	累計 250 人 (2019～2023 年度)

**第2次射水市中小企業振興計画（素案）
に関するパブリック・コメントの実施結果**

1 実施期間

平成30年12月28日（金）から平成31年1月21日（月）まで

2 閲覧を行った書類

第2次射水市中小企業振興計画（素案）

3 書類の閲覧場所等

- (1) 射水市ホームページ
- (2) 窓口等での閲覧（6か所）
 - ・市役所総合案内
 - ・市商工企業立地課（大島分庁舎）
 - ・各地区センター（4か所）

4 寄せられたご意見等

- (1) 意見等の提出者数 1人
- (2) 意見の件数 5件

5 ご意見等の提出方法

- (1) ファックス 5件

6 ご意見等の概要・ご意見等に対する考え方

（次頁のとおり）

(別紙)

No.	対象箇所	意見の概要	意見に対する市の考え方	修正の有 無
1	P10 第2章 卸売・小売業 の商店数と 従業員数、販 売額グラフ	従業員数、販売額の 推移線は、回帰線と間 違われるため、削除し たほうが良い。 製造品出荷額と同 様、付加価値額も大企 業、中小企業データを 示し実情を明らかに することが重要であ る。	推移線は、数値変動の傾向を視覚的に わかりやすいように示しています。 企業規模別の付加価値額は市町村単 位では公表されていません。 なお、2018 年版中小企業白書によれ ば、2011 年に算出された富山県内の中小 企業と大企業の付加価値額（民営、非第 一次産業）の割合は、概ね7対3となっ ています。	無
2	P13 第2章 地域経済循 環図	「分配(所得)」の合計 額 3,580 億円と「所得 からの支出」3,589 億 円との差異の理由	「分配(所得)」における「その他所得」 の金額 1,345 億円は、1,354 億円の誤り であり、訂正します。	有
3	P57 第7章 1 成果指標 及び目標値	年間商品販売額と 製造品出荷額の違い について注釈を記載 すること、また、消費 税込みの記載も明確 にされたい。 創業支援事業利用 件数は、現況値と目標 値の単位を揃えては どうか。	年間商品販売額や製造品出荷額は、一 般的によく活用されている統計情報で あること、また、統計結果における出荷 額や販売額等の経理事項については、原 則消費税込で統一されていることから、 本計画では説明書きを省略しています。 創業支援事業は、平成 29 年度に新設 された事業であることから、年間件数を 現況値として示しています。	無
4	P58 第7章 成果指標及 び目標値	ゆとりライフ互助 会加入者数及び中小 企業退職共済加入者 数については、絶対数 に加えて、加入率も併 記してはどうか。	本制度は、比較的小規模の事業者を対 象とした勤労者福祉制度です。よって、 変動幅の大きい市全体の従業者数を母 数とする加入率よりも、加入者数自体を 目標値とすることが適していると考え ています。	無
5	(参考資料) 「平成 29 年 度射水市企 業状況調査 報告書」P2	調査方法が明確に わかる記載をしたほ うが良い。 また、回収率は 60% 以上となるよう工夫 されたい。	本調査は、商工会議所、商工会の会員 企業から、規模、業種に偏りのないよう に配慮して調査票を配布しています。 39.6%は、当アンケート調査の目的を 十分に果たす回収率であると考えてお りますが、今後も、より多くの企業から 回答が得られるよう、わかりやすい質問 項目の作成に努めてまいります。	無

第 2 次射水市中小企業振興計画 (案)

平成 3 1 年 3 月

【目 次】

第1章	計画の趣旨と計画期間	1
第2章	射水市中小企業の現状	5
第3章	射水市中小企業の課題	21
第4章	中小企業振興のために目指す方向性	35
第5章	基本施策に基づく具体的な取組	39
第6章	計画推進の役割と計画の進捗管理	51
第7章	推進施策の成果指標と目標値	55

第1章

計画の趣旨と計画期間

1

計画策定の趣旨

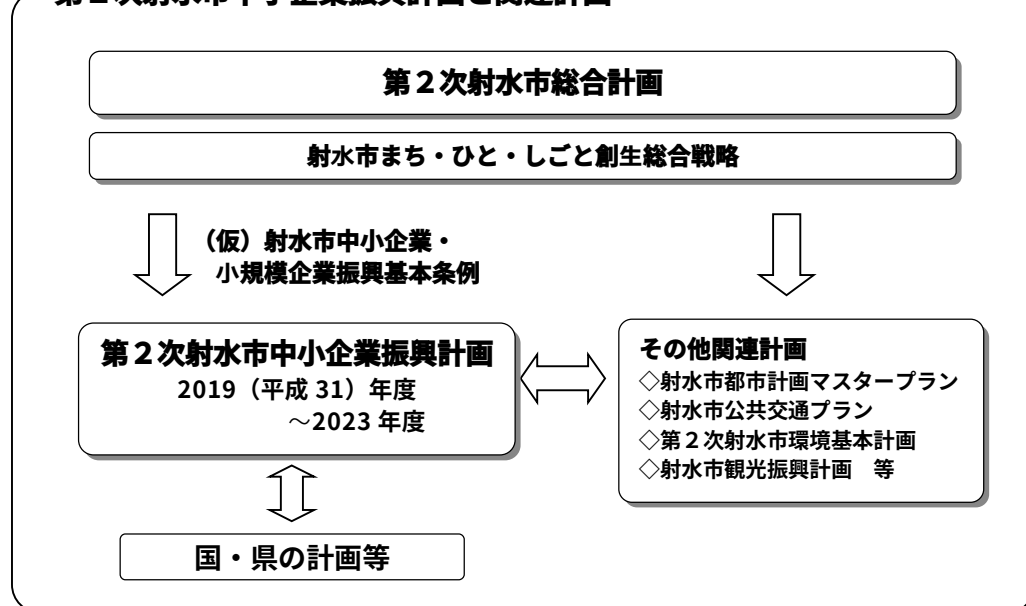
中小企業¹は、本市における事業所数の99%以上を占めており、各産業において地域に密着した存在として、地域経済の発展と雇用機会の創出に大きな役割を果たすとともに、経済活動を通じて豊かな地域づくりに貢献しています。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の急速な進行、経済活動の国際化、第4次産業革命²の進展など、市内中小企業を取り巻く環境は激しく変化しており、中小企業の多くが、経営資金の調達や人材確保、新たな設備投資、販路拡大など、様々な課題に直面しています。

こうした中、射水市では、中小企業を地域経済の要と位置づけ、その振興を総合的かつ計画的に図ることを目的とした「射水市中小企業振興計画」を2014（平成26）年度に策定したところですが、2018（平成30）年度をもって計画期間が終了することから、このたび、昨今の変化著しい社会経済環境を的確に捉え、また、1次計画の検証を十分に踏まえながら、今後の中小企業振興に係る基本施策や具体的取組をまとめた「第2次射水市中小企業振興計画」を策定するものです。

なお、本計画では、本市の最上位計画である「第2次射水市総合計画」や「射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、また、市が定める各種個別計画との整合性を図るとともに、2019（平成31）年__月に制定（予定）した「（仮）射水市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき具体的施策を定めています。これらの施策を計画的に実施していくことで、基本条例の目的である「中小企業の振興を総合的に推進し、もって地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与すること」の実現を、そして、総合計画の将来像である「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららけ射水」の実現を図るものとします。

第2次射水市中小企業振興計画と関連計画



¹ 中小企業基本法における中小企業及び小規模企業

² IoT、ビッグデータ、人工知能をはじめとしたデータ利活用に関連した技術革新

2

計画の期間

本計画の期間は、2019（平成 31）年度から 2023 年度までの 5 年間とし、第 2 次射水市総合計画との整合性を図っていきます。

なお、第 2 次射水市総合計画は、2014（平成 26）年度から 2023 年度までの 10 年間の計画としています。

■計画の期間

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023
中小企業振興計画						
	第 2 次計画					
射水市総合計画						
	第 2 次計画					

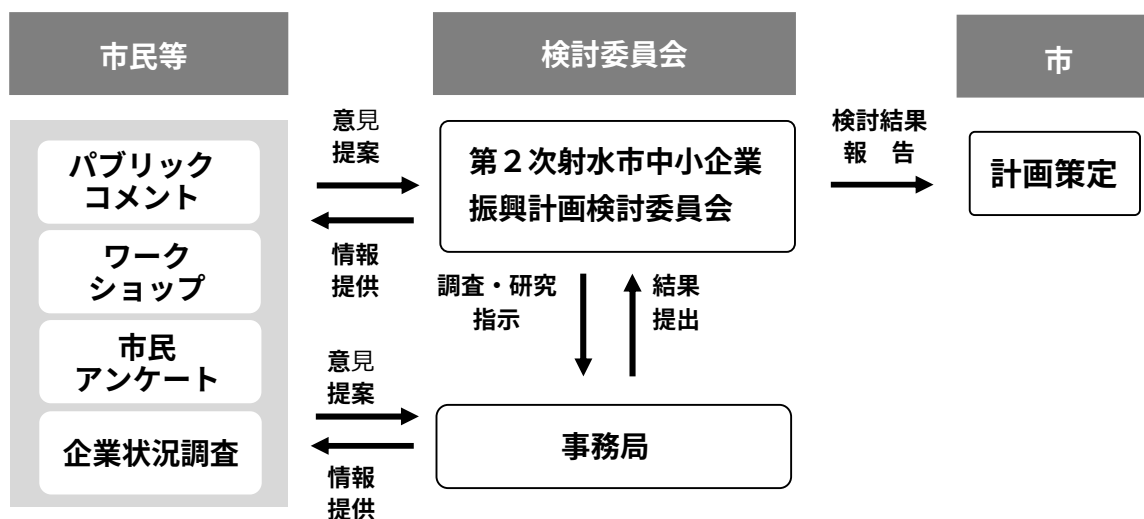
3

計画の策定体制

計画の策定に当たっては、2019(平成 31)年__月に制定（予定）した「(仮) 射水市中小企業・小規模企業振興基本条例」の趣旨に鑑み、また、国・県の動向や社会潮流、本市の関連計画や統計データ、企業状況調査、市民アンケート、ワークショップ※の検討内容等を踏まえながら、市内中小企業に係る課題を整理し、中小企業の振興策の方向性や取組等を決めました。

※各調査の概要は P33 に記載

■策定体制イメージ



第2章

射水市中小企業の現状

1

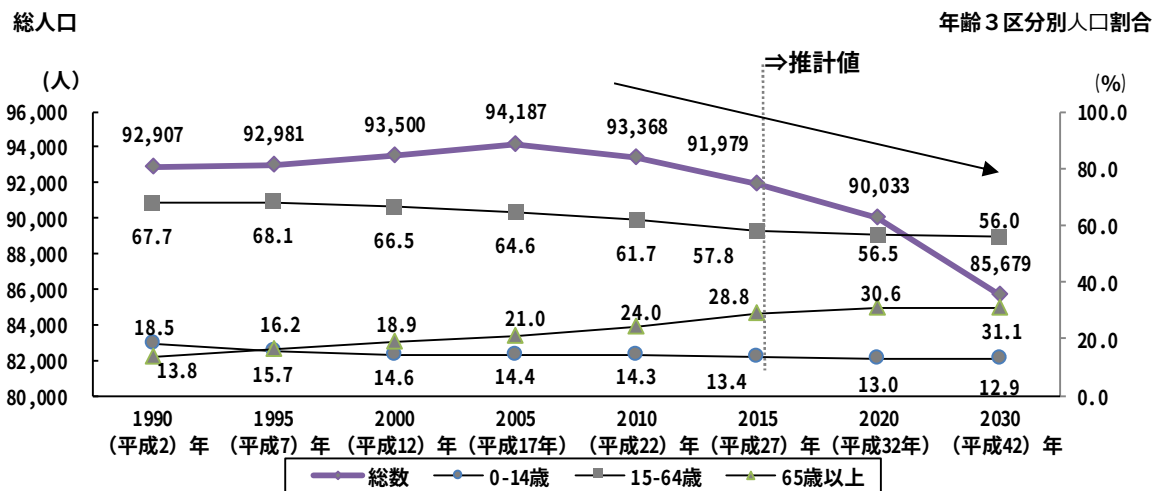
射水市の現状

(1) 人口、就業者の状況

本市の総人口は、2005（平成17）年の94,187人以降、減少傾向をたどっている。2015（平成27）年には91,979人となっており、今後も少子高齢化の傾向が予測されています。これには特に若年層（10代後半から20歳代）の社会減（転出超過）が背景にあると言えます。

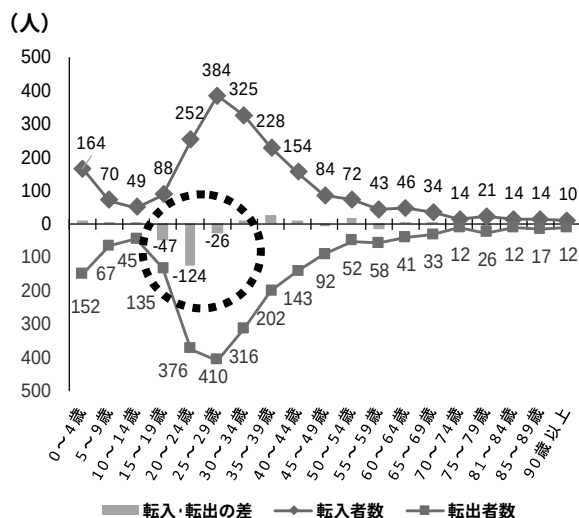
産業別就業者数については、2015（平成27）年時では46,605人と2010（平成22）年の数値と比較して微減となっていますが、漁業、製造業、運輸業・郵便業では顕著に減少しており、特化係数でみると、依然強みの産業分野ではあるものの、楽観視できない状況となっています。

■総人口の推移・年齢3区分別人口割合の推移



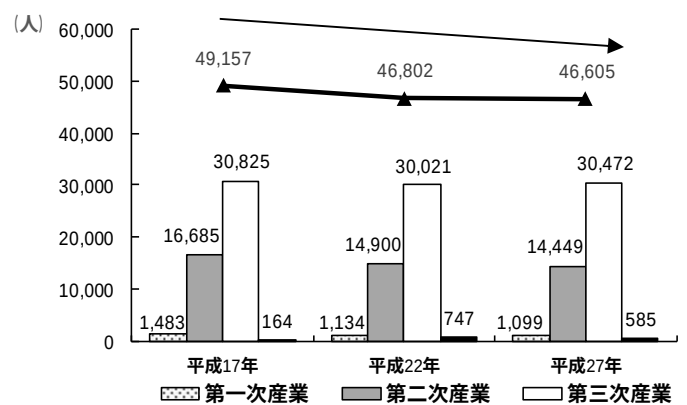
資料：平成27年までは国勢調査 以降は射水市人口ビジョンによる推計値

■5歳階級別転入・転出者数（2013（平成25）年）



資料：人口ビジョン（住民基本台帳人口移動報告 年報）

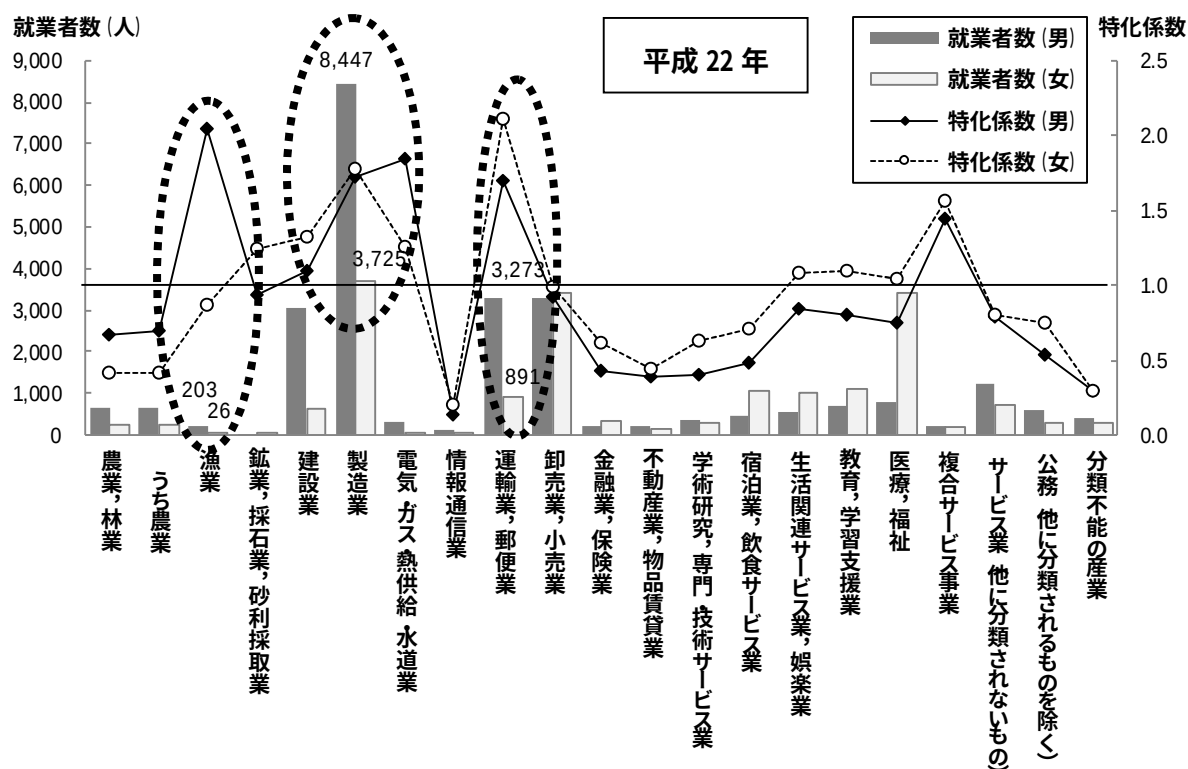
■産業別就業人口



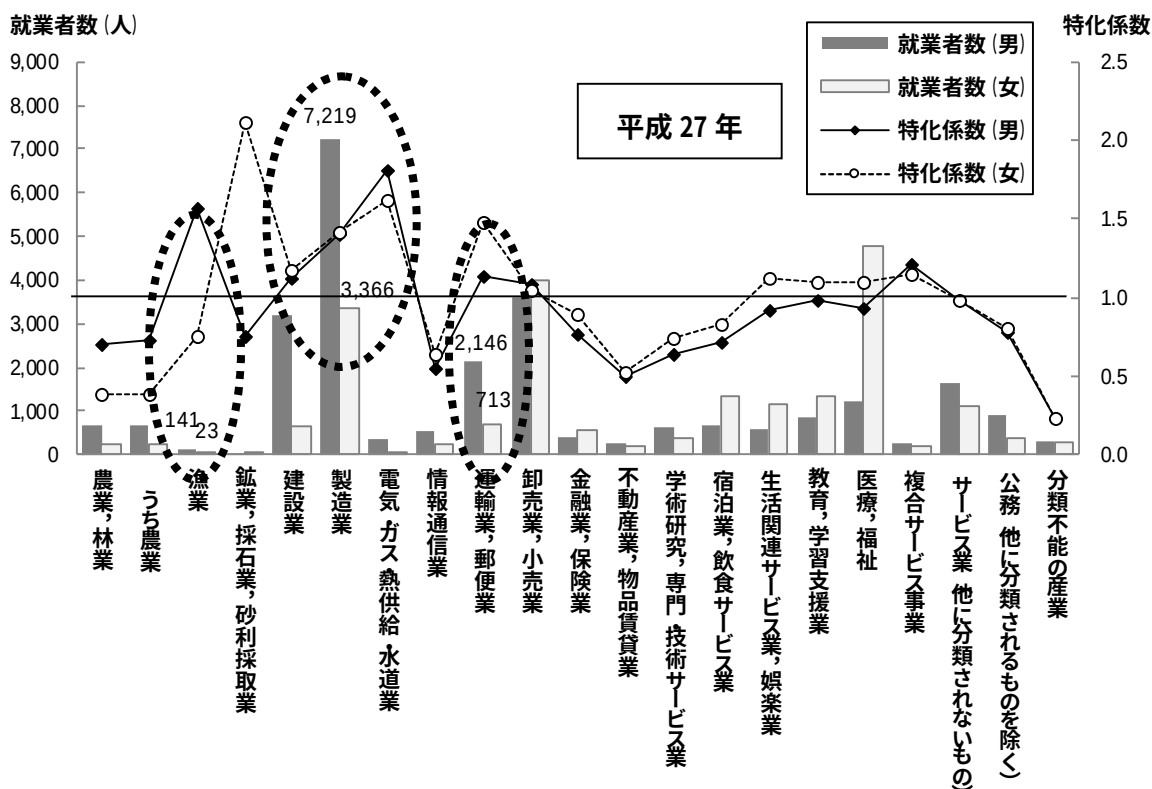
資料：国勢調査

第2章 射水市中小企業の現状

■産業別就業者数と特化係数



資料：平成 22 年国勢調査（常住地による産業（大分類）別就業者）



資料：平成 27 年国勢調査（常住地による産業（大分類）別就業者）

産業3区分別の民営事業所の従事者数と構成比について、2012（平成24）年と2016（平成28）年を比較すると、第1次産業と第3次産業の構成比がわずかに増加している一方、第2次産業の構成比が減少しています。

市内の民営事業所数（非農林漁業（公務を除く））は4,054事業所、従業者数は41,746人となっています。

■産業3区分別の民営事業所従業者数と構成比

産業部門	年	2012年(平成24年) 「経済センサス活動調査」		2016年(平成28年) 「経済センサス活動調査」	
		従業者数(人)	構成比(%)	従業者数(人)	構成比(%)
第1次産業		473	1.1	575	1.4
第2次産業		16,831	38.9	15,115	35.7
第3次産業		25,933	60.0	26,631	62.9
計		43,237	100.0	42,321	100.0

■民営事業所数及び従業者数と構成比（非農林業（公務を除く））

業種	事業所数		従業者数	
		構成比		構成比
全体(非農林漁業(S公務を除く))	4,054	100.0	41,746	100.0
第2次産業				
C 鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.1	31	0.1
D 建設業	494	12.2	3,165	7.6
E 製造業	433	10.7	11,919	28.6
第3次産業				
F 電気・ガス・熱供給・水道業	6	0.1	321	0.8
G 情報通信業	13	0.3	257	0.6
H 運輸業、郵便業	170	4.2	4,382	10.5
I 卸売業、小売業	1,103	27.2	7,996	19.2
J 金融業、保険業	62	1.5	510	1.2
K 不動産業、物品賃貸業	99	2.4	402	1.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	109	2.7	476	1.1
M 宿泊業、飲食サービス業	361	8.9	2,418	5.8
N 生活関連サービス業、娯楽業	374	9.2	1,613	3.9
O 教育、学習支援業	136	3.4	1,206	2.9
P 医療、福祉	278	6.9	4,085	9.8
Q 複合サービス事業	42	1.0	497	1.2
R サービス業(他に分類されないもの)	370	9.1	2,468	5.9

資料：平成28年経済センサス・活動調査

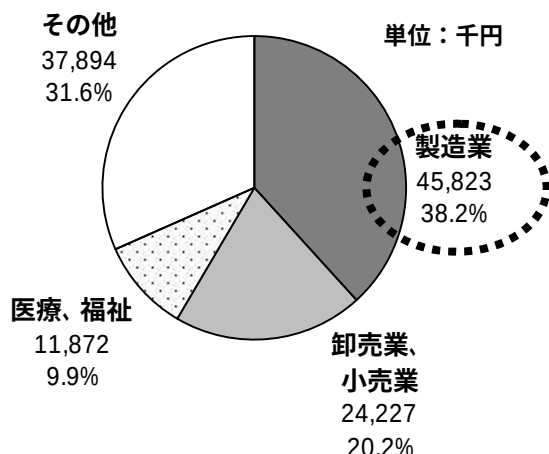
(2) 産業の状況

全産業における付加価値額では、「製造業」が最も高い割合を占め、射水市にとって重要な産業であることがわかります。「製造業」の付加価値額の割合をみると、全国や富山県に比べて「非鉄金属製造業」「鉄鋼業」の業種の割合が多く分布している状況となっています。

射水市の製造品出荷額等、付加価値額は2009（平成21）年のリーマンショック以降、持ち直し基調にあります。

商業では、商店数は減少傾向が続いていますが、従業員数、年間商品販売額は近年では増加傾向にあります。

■全産業 付加価値額（企業単位）平成24年



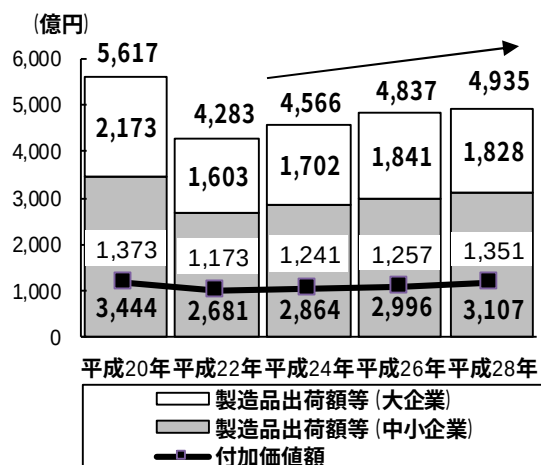
資料：RESAS（地域経済分析システム）

■「製造業」の付加価値額の割合（企業単位）平成24年

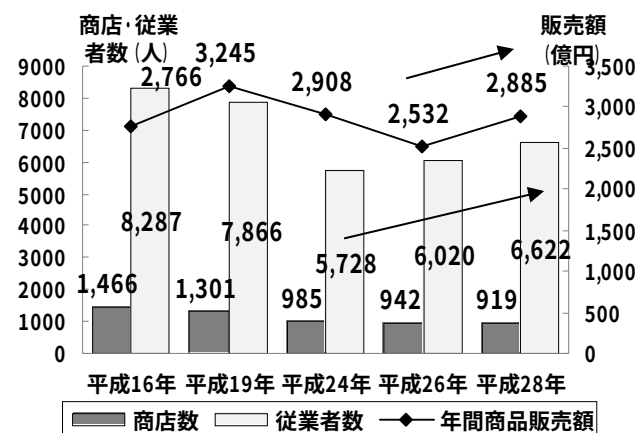
	射水市	富山県	全国
非鉄金属製造業	30.6%	7.4%	2.2%
金属製品製造業	11.4%	15.3%	6.5%
鉄鋼業	10.0%	2.4%	3.0%
食料品製造業	9.3%	5.1%	9.5%
その他	38.8%	69.7%	78.8%

資料：RESAS（地域経済分析システム）

■製造品出荷額等と付加価値額の推移



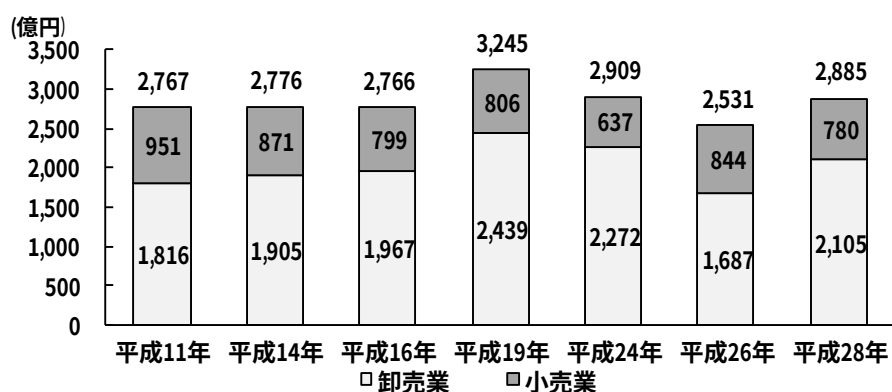
■商業／卸・小売業の商店数と従業員数、販売額の推移



卸・小売業の年間販売数の推移をみると、卸売業は2007（平成19）年まで増加した後、それ以降は減少しています。小売業については増減がみられます。卸・小売販売総額は、平成19（2007）年に3,000億円を超えているほかは、ほぼ横ばい傾向にあります。

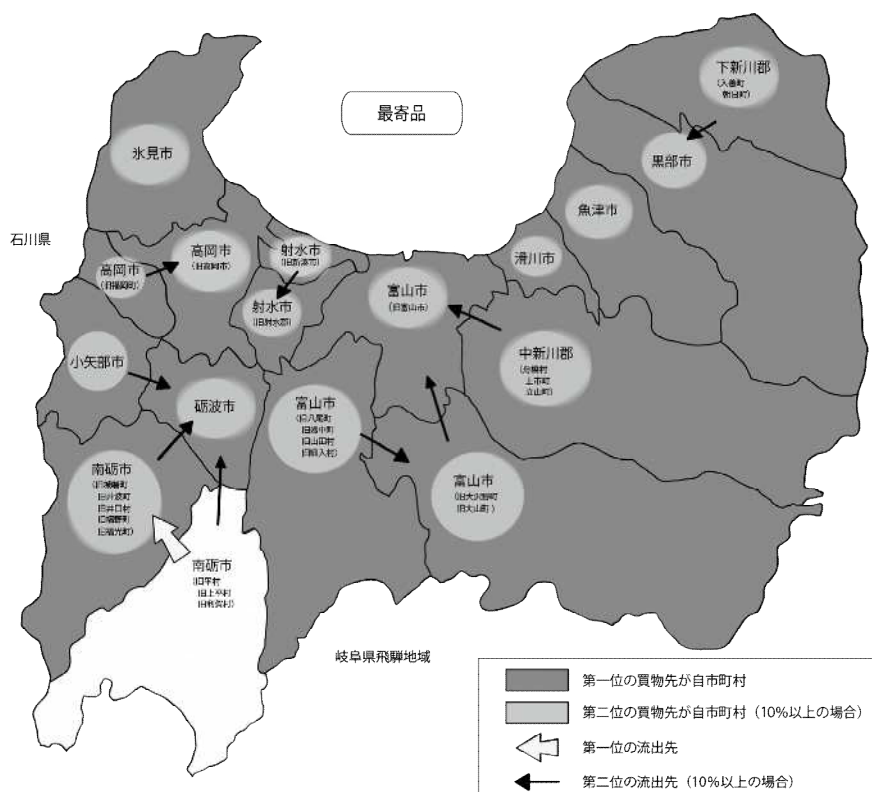
最寄品を買うために主に行く店の場所について、平成28（2016）年に行われた県の調査結果をみると、本市では市内が第1位となっています。他の県内各市町村においても、住んでいる自市町村が第1位の買い物先となっています。

■卸・小売業の年間商品販売額の推移



資料：射水市統計書（H28年版）、平成28年経済センサス

■主に行く店の場所（最寄品）＜食料品（生鮮・一般）、日用雑貨＞



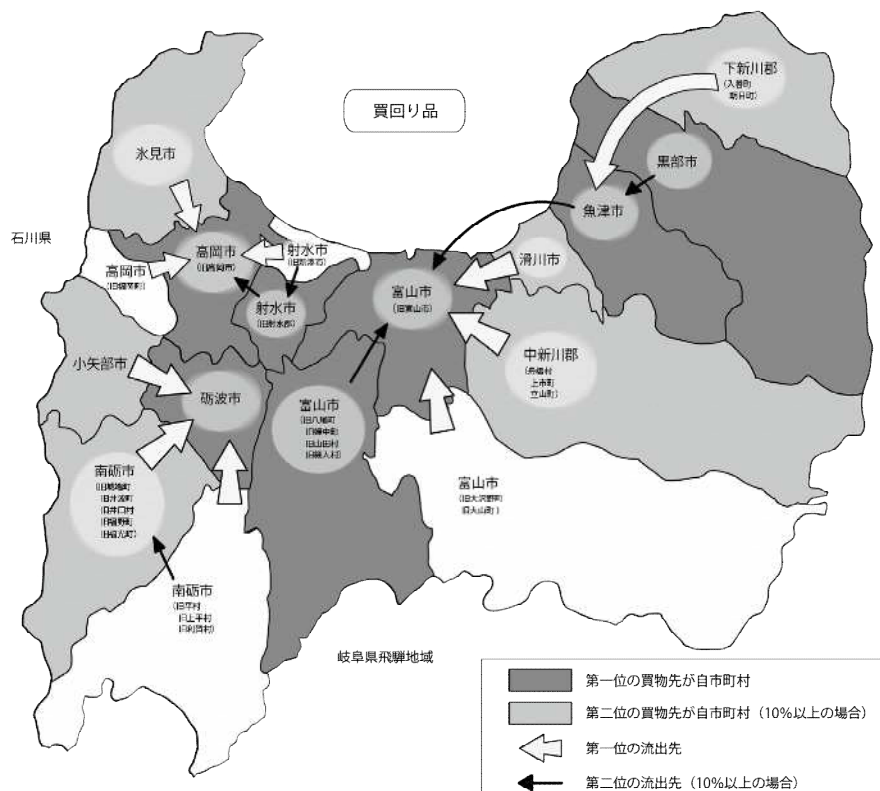
出典：富山県商工労働部商業まちづくり課 新幹線開業等消費・商業影響調査 報告書（平成29年3月）

一方、買回り品を買うために主に行く店の場所について、2016（平成28）年に行われた県の調査結果をみると、本市では、旧新湊市で高岡市が第1位となっています。それ以外の本市内の地域では、市内が第1位となっています。他の県内各市町村では、富山市、高岡市、砺波市を中心に行く店の場所の第1位となっています。

観光入込客数（延べ数）は概ね順調に推移しており、「海王丸パーク」「県民公園太閤山ランド」「道の駅カモンパーク新湊」「新湊きっとときと市場」の入込数は年間60万人以上となっており、射水市の中でも集客力を持つ施設と言えます。

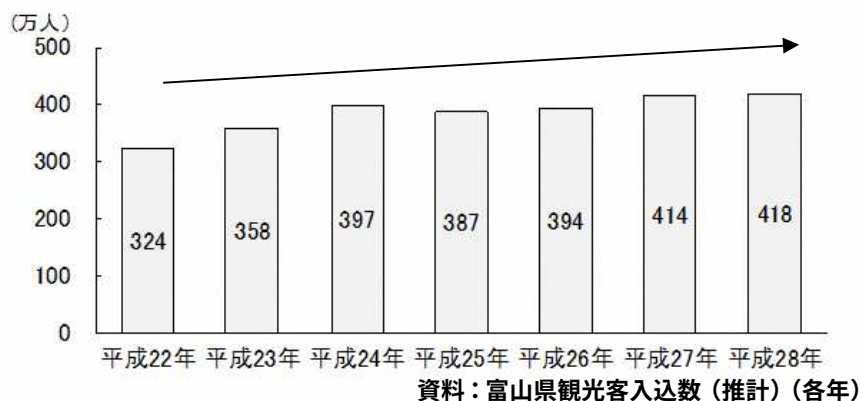
■主に行く店の場所（買回り品）

＜婦人服、紳士服、靴・かばん、時計・アクセサリー、家具・家電、スポーツ・レジャー用品＞



出典：富山県商工労働部商業まちづくり課 新幹線開業等消費・商業影響調査 報告書（平成29年3月）

■観光入込客数（延べ数）の推移



(3) 地域経済循環の状況

① 射水市における地域経済循環図

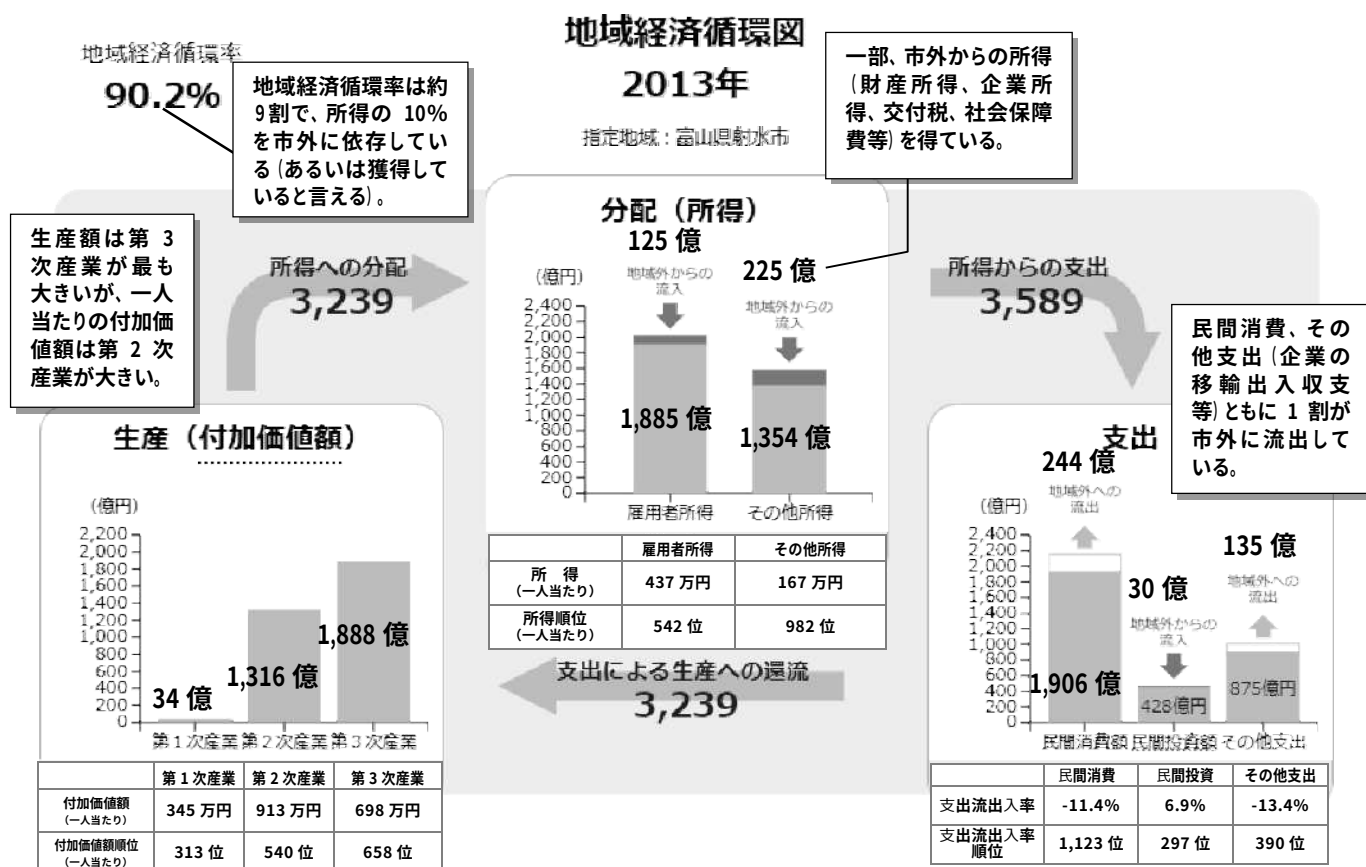
射水市の 2013（平成 25）年における地域経済循環図をみると、各産業活動による生産（付加価値額）は 3,239 億円となっています。

分配される所得総額は 3,589 億円で、生産÷分配で算出される地域経済循環率は 90.2%となっており、一定の循環率は保っていますが、所得の約 1 割を市外に依存している状況となっています。支出では、民間消費が市外へ流出しているとともに、原材料の調達など企業間取引の収支（移出入収支）等を示すその他支出においても、市外への支出が市内を上回っています。

2010（平成 22）年と比較すると、産業全体の生産額が減少し、経済循環率も減少していることから、市内産業の育成・支援を進めるとともに、消費・支出の流出抑制に努めることが求められます。

※P14 では、富山県を例に「地域経済循環図」の見方や分析ポイントを記載しています。

■射水市における地域経済の状況（2013 年）



資料：RESAS（地域経済分析システム）

地域経済循環：①地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値は、②労働者や企業の所得として分配され、③消費や投資として支出されて、再び地域内企業に還流するという流れを指しています。地域経済循環図は、地域のお金の流れを生産（付加価値額）、分配（所得）、支出の三段階で「見える化」したものです。これにより、地域経済の全体像と、各段階におけるお金の流出・流入の状況を把握することができます。

② (参考) 富山県における地域経済循環図

富山県全体をみると、分配（所得）において、雇用者所得、その他所得ともに地域外からの流入があるものの、それらに大きく依存しているわけではなく、比較的高い地域経済循環率を保っており、自立型の経済構造を有していることが分かります。

一人当たりの雇用者所得、その他所得ともに全国都道府県の中で高い水準にあります。さらに、第1次産業における一人当たりの付加価値額が全国8位と高くなっています。

支出については、地域外への流出は大きくはないものの、今後、外貨を稼ぐ基盤産業の成長を促進するとともに、民間消費や企業の域外収支、投資の外部流出を抑制することが求められます。

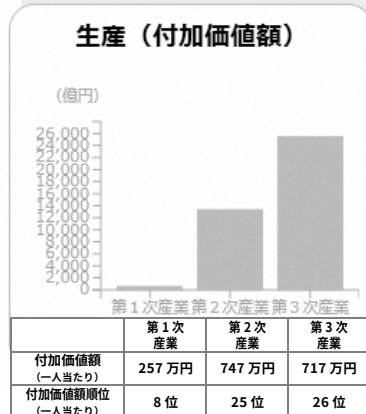
■富山県における地域経済循環図

「生産（付加価値額）」を「分配（所得）」で除した値であり、地域経済の自立度を表す指標

地域経済循環率
93.9%

地域内の生産により、
生み出された付加価値
額から分配される金額
の総額

所得への分配
39,320



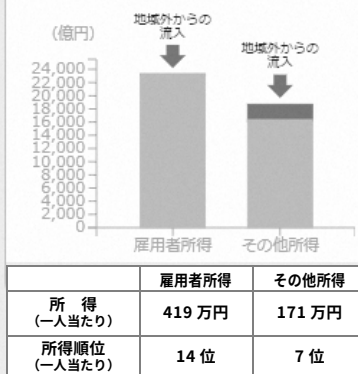
<参考例示：富山県>

地域経済循環図

2013年

指定地域：富山県

分配（所得）



支出による生産への還流
39,320

地域内での支出から生産

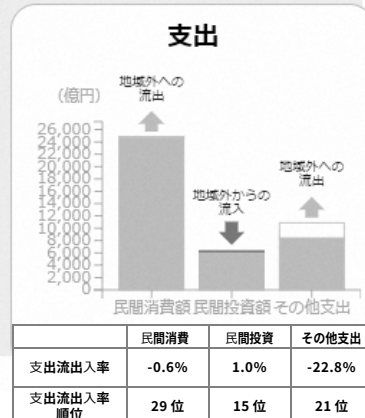
分析ポイント例：

・所得は域外に漏れているのか、それとも域外から流入しているのか。
・人口一人当たりの所得水準は、他地域と比較して優位といえるのか。

⇒富山県では、雇用者所得、その他所得ともに地域外からの流入があるものの、それらに大きく依存しているわけではなく、人口一人当たりの所得水準は全国的に上位です。

地域内の住民・企業・行政等が獲得した所得から支出される金額の総額

所得からの支出
41,891



分析ポイント例：

・付加価値額が最も大きい産業は何か。
・労働生産性（従業者一人当たり付加価値額）は、他地域と比較して優位といえるか。
⇒富山県では、産業間では第2次産業の付加価値額が最も大きく、各産業の全国での順位では第1次産業が8位となっています。

分析ポイント例：

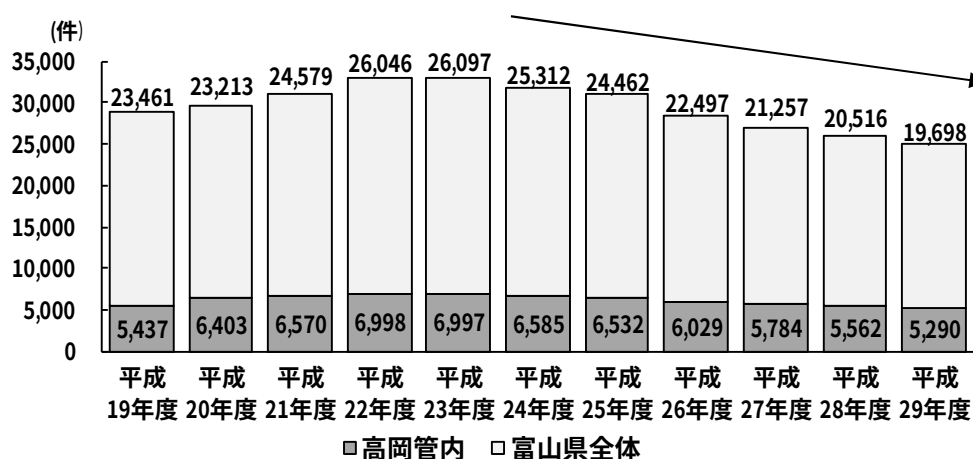
・地域住民の消費を域内で吸収できているか。
・地域外からの投資・資金を呼び込めているか。
⇒富山県では、民間消費とその他の支出で地域外への流出がみられる状況です。

・雇用者所得：労働の対価として得る賃金・給与 ・その他所得：財産所得、企業所得、交付税、社会保障給付、補助金等

(4) 雇用の状況

充足数（有効求人が、安定所の紹介により求職者と結合した件数）は、県全体では2011（平成23）年度まで増加した後、近年では減少傾向にあります。ハローワーク高岡所管内においても2010（平成22）年、2011（平成23）年度には約7,000件ありましたが、その後減少傾向にあります。

■充足数の推移（富山県（全体）とハローワーク高岡の比較）

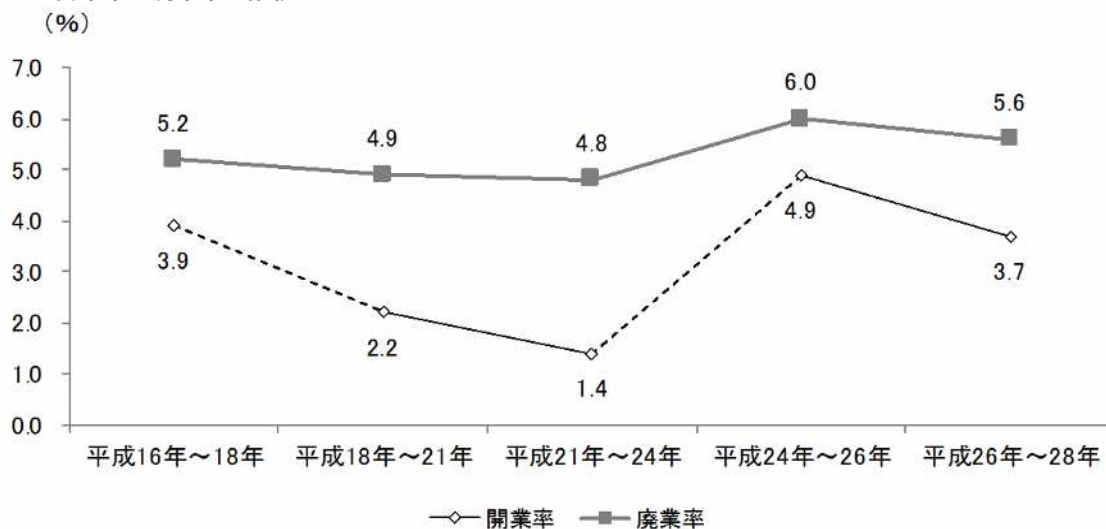


富山労働局「業務概況（資料編）」、ハローワーク高岡「労働市場の動向」を基に作成

(5) 開業率と廃業率の状況

開業率について、「事業所・企業統計調査」「平成26年経済センサス」「平成28年経済センサス」と「平成21年経済センサス」「平成24年経済センサス」における新規事業所の定義が異なるため単純な比較はできませんが、廃業率に比べ低い水準となっています。

■開業率・廃業率の推移



総務省「事業所・企業統計調査（平成18年）」、総務省「平成21年経済センサス」、総務省・経済産業省「平成24年・平成26年・平成28年経済センサス」を基に作成

※開業率＝年平均新設事業所数／期首において既に存在していた事業所数

※廃業率＝年平均廃業事業所数／期首において既に存在していた事業所数

2

主な中小企業関連施策の実施状況

(1) 射水市中小企業制度融資

本市では、企業のライフステージ（創業期、拡大期、安定期、再生期など）に応じて、様々な制度融資を実施し、中小企業の安定的な経営を支援しています。

■射水市中小企業制度融資及び信用保証料助成の実績

「産業経済部資料」を基に作成

射水市中小企業制度融資の実績

(単位:件 千円)

		2013 年度 (平成 25 年度)		2014 年度 (26 年度)		2015 年度 (27 年度)		2016 年度 (28 年度)		2017 年度 (29 年度)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
県	小口事業資金	444	1,519,922	198	774,149	223	987,984	160	781,485	150	707,660
射水市	中小企業振興資金 (振興・経営支援・経済変動・設備投資促進・緊急経営改善)	70	559,682	74	667,078	47	439,890	48	327,787	39	309,615
	創業者支援資金	14	55,230	8	32,300	7	40,100	7	36,600	11	31,505
	短期季節資金	2	10,000	7	22,400	8	28,000	6	19,120	4	9,000
	工場設備近代化資金	2	30,000	—	—	—	—	—	—	—	—
	店舗近代化資金	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	総 数	532	2,174,834	287	1,495,927	285	1,495,974	221	1,164,992	204	1,057,780

2014 (平成 26) 年度から工場設備近代化資金融資制度と店舗近代化資金融資制度は中小企業振興資金 (設備投資促進資金) として新設統合

信用保証料助成の実績

(単位:件 千円)

		2013 年度 (平成 25 年度)		2014 年度 (26 年度)		2015 年度 (27 年度)		2016 年度 (28 年度)		2017 年度 (29 年度)	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
信用保証料助成		232	20,910	335	32,061	239	16,912	174	13,052	168	11,723

(中小企業制度融資)

中小企業制度融資は、中小企業の経営の安定化、設備の近代化、創業等に必要事業資金の融資を目的に実施しています。

また、企業が市制度融資を利用した場合、公的な保証人である信用保証協会の保証を受ける際に企業が支払う信用保証料について、市が制度ごとに2/3～全額の助成率で助成金を交付しています。なお、2009 (平成21) 年度から2014 (平成26) 年度はすべての制度について全額助成とする特例措置を行っていました。

(2) 射水市中小企業販路拡大支援事業補助金

2013（平成 25）年度から、中小企業の新分野への進出、販路拡大等の推進を目的として、富山県外で開催されるビジネスマッチング（見本市、展示会、商談会等）への参加に要する経費の一部について補助金を交付する「射水市ビジネスマッチング等販路拡大支援事業」を実施していました。

2015（平成 27）年度から、同事業を「射水市中小企業販路拡大支援事業」に変更するとともに、海外での事業実施を補助対象とし、補助限度額を 30 万円（海外は 50 万円）に引き上げています。

■中小企業販路拡大支援事業補助金の実績

年度	2013 年度 (平成 25 年度)	2014 年度 (26 年度)	2015 年度 (27 年度)	2016 年度 (28 年度)	2017 年度 (29 年度)
補助件数	10 件	7 件	8 件	11 件	15 件
補助金額	1,167,347 円	836,800 円	1,736,900 円	3,254,900 円	3,457,600 円
補 助 率	1／2		2／3	1／2	
補助限度額	20万円		30万円 (海外は50万円)		

※平成 27 年度は地方創生交付金の活用により補助率 2/3

「産業経済部資料」を基に作成

(3) 射水市中小企業専門家活用支援事業補助金（2016（平成 28）年度から実施）

中小企業者が経営・技術等の改善を図るため、商工団体、富山県新世紀産業機構、中小企業基盤整備機構の専門家派遣事業を活用した場合に支援しています。

〔補助率 1 / 2 補助限度額 3 万円〕

■中小企業専門家活用支援事業補助金の実績

年度	2016 年度 (28 年度)	2017 年度 (29 年度)
補助件数	5 件	4 件
補助金額	110,000 円	80,500 円

「産業経済部資料」を基に作成

(4) 産学官金連携³促進事業

本市には、富山県立大学や富山高等専門学校等の高等教育機関や、近畿大学水産研究所富山実験場等多くの研究機関があり、2006（平成18）年には富山県立大学と、2011（平成23）年には富山高等専門学校と幅広い分野で包括的な連携・協力関係を推進するための協定を締結しています。

このような背景のもと、市内企業と高等教育機関等との連携を促進することにより新技術や新製品の創出を図るため、射水市商工協議会による産学官金交流会の開催等の産学官金連携促進事業を支援しています。

■市内企業と県立大学との共同研究件数の推移

(単位:件)

項 目	2013 年度 (平成 25 年度)	2014 年度 (26 年度)	2015 年度 (27 年度)	2016 年度 (28 年度)	2017 年度 (29 年度)
共同・受託研究の 年間件数	9	13	11	11	11

資料提供：富山県立大学（年度契約件数をカウント）

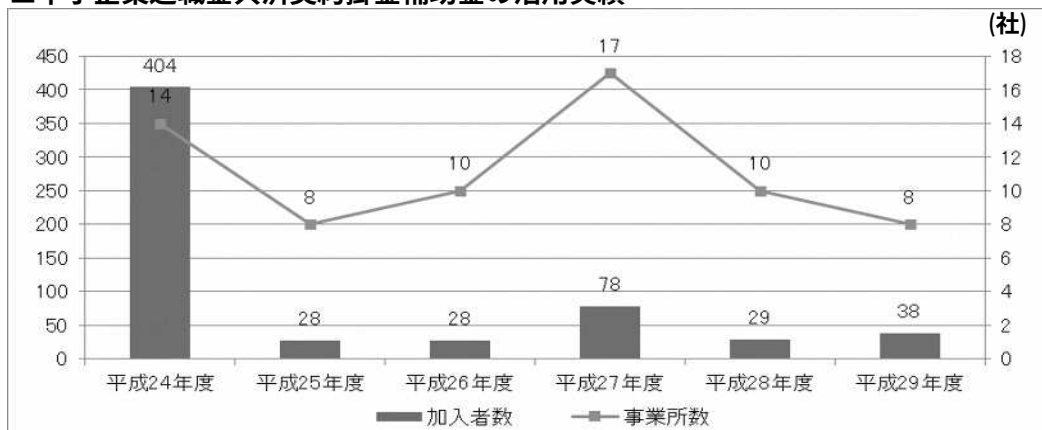
*計上した共同・受託・奨励研究

- ・共同研究・・・企業名等とお互いに研究持分を決めて研究をするもの
- ・受託研究・・・団体機関から委託を受けた研究を行うもの
- ・奨励研究・・・教員が研究開発するための環境支援、研究支援を行うもの
- ・学術相談・・・教員が有料で技術相談を行うもの。（平成28（2016）年から）

(5) 中小企業退職金共済契約掛金補助金

中小企業退職金共済契約掛金補助金は、本市が中小企業に働く従業員の福祉向上と雇用の安定を図るため、中小企業者が退職金共済契約の掛金を1年間交付した場合に1回に限り補助金を交付している事業です。

■中小企業退職金共済契約掛金補助金の活用実績



「産業経済部資料」を基に作成

³ 民間企業、行政機関、大学等の教育機関、金融機関が金融技術や新商品等の開発その他の取組のために連携を行うこと。

(6) 射水市地域職業相談室（ワークセンター射水）

射水市地域職業相談室は、県内ハローワークの統廃合に伴い 2007（平成 19）年度末で廃止されたハローワーク新湊に代わり、職業相談及び職業紹介を行っています。

■射水市地域職業相談室の利用実績

(人)

	新規求職者数 (A)	就職件数 (B)	就職率 (B/A×100)	来所者数
2013 (平成 25) 年度	1,331	977	73.4	20,421
2014 (平成 26) 年度	1,293	893	69.1	18,359
2015 (平成 27) 年度	1,201	898	74.8	16,015
2016 (平成 28) 年度	1,130	720	63.7	13,801
2017 (平成 29) 年度	1,117	754	67.5	11,835

「ワークセンター射水資料」を基に作成

(7) 合同企業説明会事業者参加支援補助金（2015（平成 27）年度から実施）

大都市圏に就学している大学生等の UIJ ターン就職を促進するため、市内事業者が首都圏、関西圏、中京圏で開催される合同企業説明会に参加する場合に経費の一部を補助していましたが、2018（平成 30）年度からは、三大都市圏に限らず、県外開催であれば補助対象とすることとしています。

〔補助率 1／2 補助限度額 10万円（三大都市圏の場合 20万円）〕

■合同企業説明会事業者参加支援補助金の実績

年度	2015 年度 (27 年度)	2016 年度 (28 年度)	2017 年度 (29 年度)
補助件数	4 件	0 件	0 件
補助金額	439,600 円	0 円	0 円

(8) 学生企業訪問支援事業（2015（平成 27）年度から実施）

若者の3年以内の離職率が高い状況において、学生が市内企業の業務内容等を十分把握することにより、自分に適した魅力ある市内企業への就職につなげるため、企業内の視察等を行っています。

■学生企業訪問支援事業の実績

年度	内 容
2015 (平成 27) 年度	2回(2日)、全4コース 延 19 社で実施 参加者数 66 名
2016 (平成 28) 年度	1回(2日)、全5コース 22 社で実施 参加者数延 64 名
2017 (平成 29) 年度	1回(2日)、全5コース 26 社で実施 参加者数延 86 名

「産業経済部資料」を基に作成

第3章

射水市中小企業の課題

1

経営革新及び創業に関すること

現状と課題

中小企業に対しては、これまでも商工団体を通じて様々な支援を行っており、人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化のほか、第4次産業革命の進展、経済活動の国際化など、中小企業を取り巻く経営環境は多様化・複雑化しており、市や商工団体への経営革新、経営改善に関する相談は増加傾向にあることから、引き続き、中小企業の維持・発展を図るために支援を強化していく必要があります。

また、市内の廃業率は開業率より高く、事業所数は減少傾向となっており、今後、地域経済の縮小が懸念されます。市民からは、市内での創業に対する支援が必要との意見も多く挙がっています。

(統計調査から)

◇経営環境の変化に対応できる支援強化が重要

人口減少【P7】や少子高齢化のほか、IT化や経済国際化など、企業経営を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、市の各種補助金の利用実績や制度融資等に関する相談も増加傾向【P16】にあります。今後も引き続き、中小企業の経営支援策を強化していくことが重要です。

◇創業の促進による地域活性化が重要

市内の廃業率は開業率より高く【P15】、事業所数も減少傾向であり、地域経済の縮小が懸念されます。創業を促進し、地域活性化を図ることが重要です。

(企業状況調査から)

◇仕入れ等経費の増、施設や設備の不足・老朽化が課題

「人材確保難」(25.3%)や「販売単価の低下」(9.1%)等に次いで、「仕入れや原材料費の経費増加」(8.6%)や「施設や設備の不足・老朽化」(7.1%)を経営上の問題として挙げる企業が多くみられ、資金調達に係る支援の重要性が高まっています。

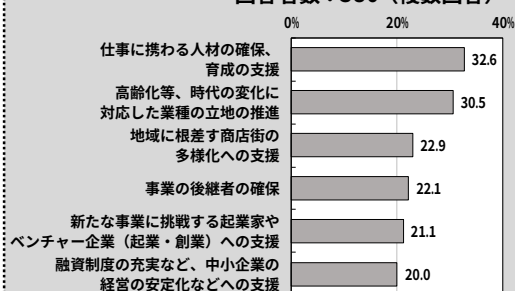
また、経営上今後必要と思われる取組として、「人材確保・社員教育」(68.2%)、「新規顧客・仕入先の開拓」(45.5%)に次いで、「設備投資」(27.8%)が多く挙がっています。

(市民アンケートから)

◇創業への期待の高まり

中小企業振興のためには「新たな事業に挑戦する起業家やベンチャー企業(起業・創業)への支援」が21.1%の回答と、新たな活力を求める声が大きいことがわかります。

中小企業振興に必要な取組
回答者数：380(複数回答)



(その他回答)

大学と企業の共同研究等への支援 17.9%
観光の振興 16.8%
異なった業種間の事業協力 16.3%
生鮮食料品の市場の充実 13.9%
産業団体との連絡、協力、支援強化 7.1% ほか

今後の方向性

今後も引き続き、商工団体への支援を通じ、企業の経営課題に関する相談対応や設備投資、IoT、ビッグデータ、AI、ロボットなど、革新的技術の導入等による生産性向上の取組を推進することにより、中小企業の経営革新を図っていくことが重要です。また、地域経済の活性化のためには、既存企業への経営相談や支援に加え、地域経済に新たな活力をもたらす創業者への支援も重要です。

今後取り組むべき事項

■経営革新及び創業の促進

○商工団体を通じた中小企業者等への経営支援 ○市内創業希望者に対する支援

2

販路拡大に関すること

現状と課題

本市では、「中小企業販路拡大支援事業」により、中小企業の新分野進出や販路拡大への取組を積極的に支援してきました。近年では、本事業の利用件数も増加傾向にあるなど、販路の新規開拓による事業拡大や経営革新を図る動きが活発になっています。アンケートにおいても、多くの企業が、「新規顧客や仕入先の開拓」を重要課題と認識しており、市民からも「販路拡大」への支援を求める意見が多く挙がっています。

(これまでの取組から)

◇中小企業販路拡大支援事業の利用増

中小企業販路拡大支援事業の利用件数は、近年増加傾向にあり、第1次中小企業振興計画における目標値を上回る実績となっています。【P17】

(企業状況調査から)

◇多くの企業が「販路拡大」を経営上の課題に

経営上今後必要な取組は、「新規顧客・仕入れ先の開拓」が45.5%となっているほか、「市場分析」(13.6%)、「販路拡大等の展示会への出展」(4.5%)への意見もみられ、販路拡大を重要な課題としている状況がわかります。

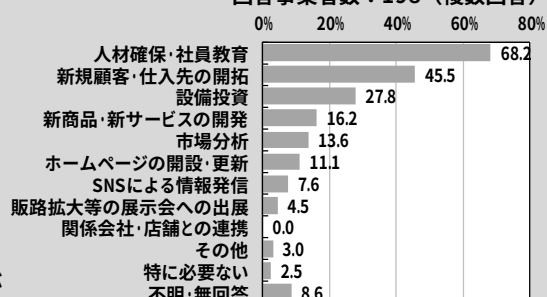
市に求める企業振興策でも、「人手不足対策」(37.4%)や「市内業者優先発注」(31.3%)、「人材育成」(27.3%)に次いで、「融資、信頼制度の充実」(15.2%)とともに「販路拡大への支援」(15.2%)が挙がっています。

(ワークショップから)

◇小規模事業者でも宣伝広告等への支援が必要

小規模事業者にとっては、広告宣伝の手法や経費が大きな懸案事項であり、共同勉強会等の開催を求める声が挙がっています。

・経営上今後必要な取組
回答事業者数：198（複数回答）



今後の方向性

販路拡大による経営革新を引き続き促進するため、また、市外からの外貨を獲得するために、様々な手法を活用した中小企業の販路拡大の取組を支援するとともに、マーケティング力の向上に向けた支援を行う必要があります。

今後取り組むべき事項

■販路拡大の促進

- 産地PR、展示会、商談会等への参加支援
- 県アンテナショップ等の活用
- 中小企業者等の販路拡大に係る取組への支援
- ITの活用による販路拡大の取組への支援

3

産学官金連携と新技術・新商品開発に関すること

現状と課題

本市には多くの高等教育機関が集積しており、様々な分野での連携・協力が可能な環境が整っています。市民からは、「大学・研究機関等との連携や企業の研究開発力の強化への支援が必要」との意見が挙がる一方、中小企業者が研究・開発を望んでいても、経費面等の懸念から、十分に取り組めていない状況がみられます。今後、この射水市の強みを、中小企業の振興に効果的に生かしていくための取組が求められています。

（これまでの取組から）

◇高等教育機関が集積している強み

本市は、富山県立大学、富山高等専門学校と様々な分野で相互協力を行うための包括協定を締結しているほか、商工団体や金融機関、研究機関等と連携・協力しながら、各種事業を展開しています。

富山県立大学では、市内企業と連携し、毎年11件程度の共同・受託研究を行っています【P18】。

（高等教育機関へのヒアリング調査から）

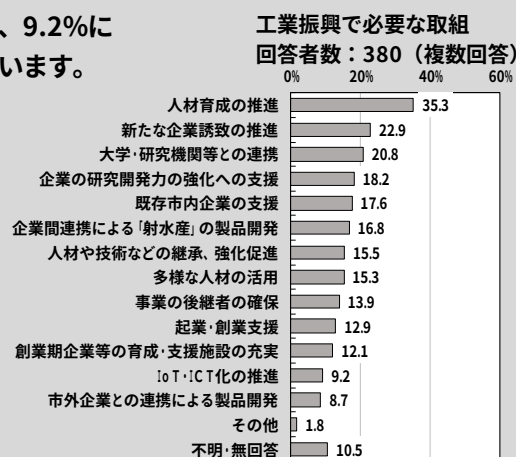
◇市の強みを十分に生かしきれていない現状

新商品開発に関しては、毎年安定した相談件数が挙がっていますが、中小企業者の多くは、新技術・新商品開発の必要性を感じていても、経費面等の懸念があり、十分な研究に取り組めていない状況となっています。

（市民アンケートから）

◇産学官金連携への期待

工業振興のために必要な取組は、人材育成、企業誘致に次いで「大学・研究機関等との連携」（20.8%）、「企業の研究開発力の強化への支援」（18.2%）となっており、企業と高等教育機関との連携への期待の大きさがうかがえます。一方、生産性革命のカギとなる「IoT・ICT化の推進」は、9.2%にとどまっています。



今後の方向性

中小企業が事業の維持・発展を続けていくには、豊かな農林水産物等の地域資源や、企業の強みを生かした付加価値の高い商品やサービスの開発に取り組んでいくことが求められます。そのためには、中小企業の自主的な努力を第一としつつも、商工団体、教育機関、金融機関、行政等が連携し、競争力のある商品やサービス開発を支援していくことが必要です。

国が平成29年12月の「新しい経済政策パッケージ」の中で掲げた「生産性革命」では、IoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能などが革命的に生産性を向上させる可能性を秘めているととらえており、現在の市内の認知度は低いものの、時代の潮流に対応した研究・開発を、企業間、関係機関との連携により推進していくことが大切です。

今後取り組むべき事項

■産学官金連携の促進及び連携による新技術等開発の促進

○産学官金連携の促進 ○新技術・新商品開発支援の推進

4

人材育成及び人材確保に関すること

現状と課題

人口減少や少子高齢化が進行し、中小企業の労働力確保が困難となる中、本市では、これまでも様々な人材確保策を実施してきました。また、近年では、働き方の多様化に伴い、スキルアップを目指すためのリカレント教育等も注目されており、市内の高等教育機関においても、社会人のリカレント教育に関する取組が行われています。企業や市民からも、人材確保や人材育成への問題意識が高くみられ、今後、さらなる人材育成・人材確保策の強化が求められます。

また、2019（平成31）年4月からは、出入国管理及び難民認定法の改正に伴い外国人労働者の受け入れ拡大が見込まれることから、市としても、国の指針等を踏まえた適切な対応が求められます。

（統計・これまでの取組から）

◇労働力人口が減少する現状

本市の人口は、平成17年以降減少傾向にあり、特に若年層（10代後半から20歳代）の社会減（転出超過）が際立っています。【P7】

市では、このような状況に対応するため、合同企業説明会事業者参加支援補助金により人材確保支援を行っています。

◇社会人のスキルアップの取組

高等教育機関では、社会人を対象としたセミナーを開催するなど、中小企業の従業員のスキルアップ等に資する取組が積極的に行われています。

（市民アンケートから）

◇人材育成に高い関心

工業振興に必要な取組として「人材育成の推進」（35.3%）、また、中小企業振興に必要な取組として「仕事に携わる人材の確保、育成の支援」（32.6%）が最も多く、人材育成に関する関心の高さがうかがえます。

（ワークショップから）

◇高齢者、障がい者等の雇用対策が必要

高齢者、障がい者雇用に関する取組強化、人材育成を行う余裕のない企業への支援が必要との意見が挙がりました。

（企業状況調査から）

◇人材確保が重要課題

人材確保が「できている」企業は29.3%、「できていない」企業は60.6%との回答となっています。また、経営上の課題として「人材確保・社員教育」を挙げる企業が68.2%と最も多く【P26】、人材確保が中小企業にとって喫緊の課題であることがうかがえます。

障がい者を雇用したことがある企業（「現在雇用している」と「過去に雇用したことがあるが、現在は雇用していない」の合計）は、32.8%となっており、依然として障がい者雇用への取組が十分でないことがうかがえます。

今後の方向性

地域経済の持続的発展のためには、研修や講座、職業訓練などの充実による現社会人のスキルアップに加え、次代の地域経済を担う人材の育成が重要です。

一方、安定的な人材確保のため、新卒者や社会人のU・Iターン希望者への市内外での企業説明会やインターンシップ等により、市内中小企業に関心を持ってもらう取組が重要です。

また、労働力確保のため、女性や高齢者、障がい者、外国人を含めた潜在的労働力の発掘が求められます。

今後取り組むべき事項

■人材育成及び人材確保の促進

- 経営者、従業員に対する研修等の実施促進
- 学生等に対する企業説明会の実施
- 潜在的労働力の発掘

5

事業承継に関すること

現状と課題

中小企業において経営者の高齢化が進む中、多くの経営者がいずれ自身の引退と、次世代へ会社を承継する場面に直面します。企業によっては、後継者難により廃業を選択せざるを得ない場合も考えられ、事業所の減少による地域の賑わいや、中小企業が培ってきた技術等の喪失が懸念されます。このことから、後継者の確保に加え、円滑な事業承継に向けた取組が求められています。

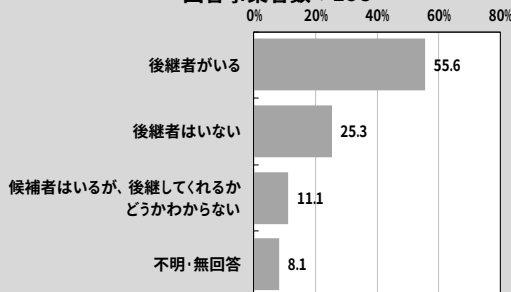
市内企業においても、「後継者がいなければ廃業」との回答が一定程度みられるほか、70代以上の市民を中心に、事業の後継者の確保が必要との意見が挙げられています。

(企業状況調査から)

◇事業承継への対応策が喫緊の課題

「後継者はいない」企業は25.3%、「候補者はいるが後継してくれるかどうかわからない」企業は11.1%となっています。このうち、「後継者がいなければ廃業する」と回答した企業が26.4%であり、事業承継への対応が地域経済にとって喫緊の課題であることがわかります。

現時点で後継者は決まっているか
回答事業者数：198

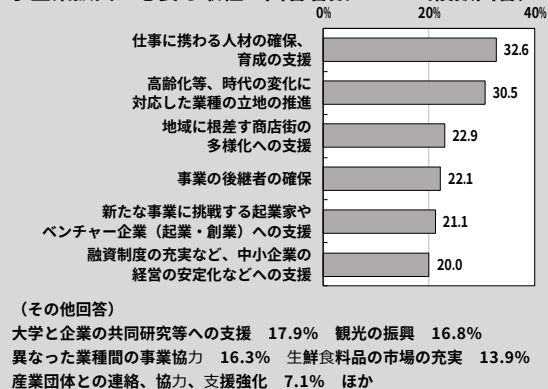


(市民アンケートから)

◇「後継者の確保」は市民の問題意識も高い

中小企業振興のために必要な取組として「事業の後継者の確保」への回答が22.1%であり、特に、一般的に経営者が引退を考えるとされる70代で29.4%と最も多く、後継者の確保に関する市民の問題意識の高さがうかがえます。

中小企業振興に必要な取組 回答者数：380 (複数回答)



今後の方向性

後継者不在による廃業が増えることで、地域経済への影響も懸念されることから、今後は円滑な事業承継に向けた取組の強化が求められます。

事業承継の方法として「親族内の承継」「役員・従業員による承継」「第三者(M & A)による承継」がある中、「親族内の承継」「役員・従業員による承継」については、産業支援機関と一体となった支援体制の整備が求められます。

国の掲げる「生産性革命」のなかには、地域経済の損失を懸念して「事業承継の集中支援」の方針が示されており、この機会をとらえ、国や県等の支援制度を活用しながら、円滑な事業承継を推進することが重要となります。

今後取り組むべき事項

■円滑な事業承継の支援

○専門家による事業承継に関する相談受付 ○国や県等の支援制度を活用した事業承継

6

地域経済の発展に関すること

現状と課題

本市では、これまで地域経済を支えてきた商店街の活性化への支援や、地域に新たな活力を生み出す企業誘致などにより、個性に満ちた活気あふれるまちづくりを推進してきました。

近年、従業員数や年間商品販売額、観光入込客数、製造品出荷額が増加傾向である一方、商店数の減少が続いており、市民の消費行動も大型店舗やインターネット販売に移行している傾向にあります。

こうした中、市内企業からは、空き店舗の有効活用や集客力のある施設や設備の整備を望む声が、また、市民からも、魅力ある飲食店や若者向け店舗の立地を望む声が多く挙がるほか、生活上必要な手助けを必要とする声もあることから、コミュニティビジネス等も踏まえた地域経済の活性化を考えていく必要があります。

(統計から)

◇商品販売額は増加傾向にある一方、商店数は減少

市内の商業は、近年、従業員数や年間商品販売額が回復傾向にあるものの、商店数の減少が続いており、店舗の大型化が進んでいることがわかります。【P10】

(企業状況調査から)

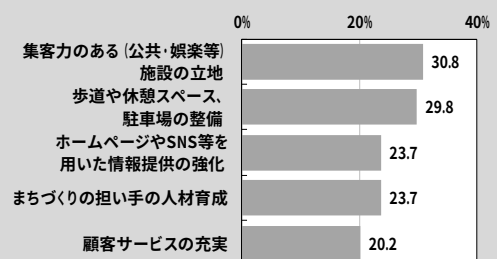
◇集客力のある施設の立地や、休憩スペース、駐車場整備による商店街活性化が求められている

商店街の活性化のために必要な取組は「集客力のある(公共・娯楽等)施設の立地」(30.8%)が最も多く、次いで「歩道や休憩スペース、駐車場の整備」(29.8%)「ホームページやSNS等を用いた情報提供の強化」及び「まちづくりの担い手の人材育成」(23.7%)となっています。

◇増加する空き店舗対策として、解体、用途転用、創業者による活用の意見が多い

空き店舗対策として必要な取組は「解体して土地を利用」(35.4%)が最も多く、次いで「景観を考慮し、取り壊しや用途の転用を促進」(33.3%)、「起業、創業者の事務所として貸出」(31.8%)となっています。

商業活性化のために必要な取組
回答事業者数：198（複数回答）



(その他回答)

集客のためのイベントの開催 19.2%
店舗の改装 14.6% 専門家による指導・支援 11.1%
他店の連携した宅配や買い物代行サービス 9.6%
リーダーの育成 9.1% キャッシュレスへの対応 7.6%
インターネット販売 7.6%
インバウンドへ対応 7.1% ほか

(市民アンケートから)

◇幅広い年代で大型店舗の利用が増加傾向

最もよく利用する店舗は大型店舗が多く(平日 60.4%・休日 78.0%)、平日は自宅や勤務先から近いことを理由に(55.5%)、休日は品揃えが充実していることを理由に(47.6%)出掛ける人が多くみられます。性別では平日の買い物行動において差がみられており、買物目的(男性 90.9%、女性 92.6%)に次いで男性は食事(41.5%)、女性は銀行・郵便局(49.3%)の利用が多くなっています。年代別では、平日・休日ともに20～50代は大型店舗とコンビニをよく利用しますが(70%前後)、60・70代は大型店舗への利用が突出(90%以上)しています。また、よく利用する店舗を選ぶ理由として女性は男性よりもスタンプ・ポイント等のサービスを重視しています(女性 39.9%、男性 15.2%)。

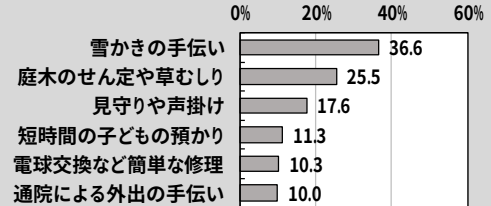
(市民アンケートから)

◇生活上の手助けを必要とする声がある

日頃の生活での必要な手助けについては、「雪かきの手伝い」(36.6%)、「庭木のせん定や草むしり」(25.5%)、「見守りや声掛け」(17.6%)の順で多い回答状況となっています。なお、子育て世代でもある30代では「短時間の子どもの預かり」への回答が2番目に多くなっています(30.0%)。

・日頃の生活での必要な手助け

回答者数：380(複数回答)



(その他回答)

悩みごとの相談相手	9.7%	移動販売	8.2%
弁当の配達	7.1%	話し相手	6.3%
買った物の宅配	6.1%	買い物代行	5.3%
ほか			

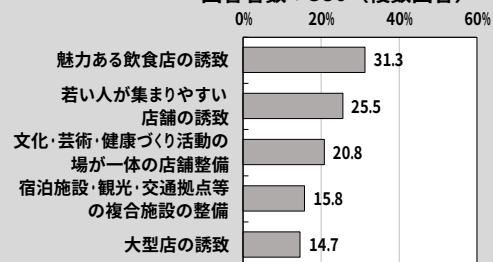
◇魅力ある飲食店、若者が集う店舗、文化・芸術、健康

づくりもできる店舗が望まれている

商業振興のためには、「家族や友人と楽しめる魅力ある飲食店の誘致」(31.3%)、「若い人が集まりやすい店舗の誘致」(25.5%)、「文化・芸術活動や健康づくり活動ができる場所が一体となった店舗の整備」(20.8%)の順で回答が多くなっています。性別では、男性は「若い人が集まりやすい店舗の誘致」(32.3%)、女性は「家族や友人と楽しめる魅力ある飲食店の誘致」(36.0%)が最も多い回答です。

・商業振興のために必要な取組

回答者数：380(複数回答)



(その他回答)

既存商店街の活性化	13.4%	使いやすい駐車場・駐輪場の設置	13.2%
道路・交通網の整備	13.2%	イベントの開催	11.8%
多様な人材の活用	10.0%	街並み・景観の整備	9.5%
SNS等を用いた積極的な情報発信	8.7%	子育て家庭に優しい店づくり	7.9%
コミュニティビジネスへの支援	7.6%	商店の後継者の育成	7.4%
魅力ある商品の開発	7.1%	歩道の整備	6.6%
専門店の誘致	6.3%	起業・創業支援	5.8%
ほか			

◇増加する空き店舗は、土地活用や集いの場整備を希望

増加傾向にある空き店舗(空き家)対策として、「解体して土地を利用」(28.9%)、「景観を考慮し、取り壊しや用途の転用を促進」(23.9%)、「高齢者の集いの場として利用」(21.6%)の順で多くなっています。

◇高齢化など、時代の変化に対応した業種の立地を

中小企業振興のために必要な取組は、「人材の確保・育成」(32.6%)に次いで、「高齢化等、時代の変化に対応した業種の立地の推進」(30.5%)、「地域に根差す商店街の多様化への支援」(22.9%)への意見が多くみられます。

今後の方向性

地域の商店街の中には、空き店舗や空き地が目立つようになっており、市内商店の賑わいづくりの取組を支えるとともに、買い物動向や市民のニーズを把握したうえで、空き店舗や空き地を活用した地域内の経済循環の創出が求められます。

商店街の活性化のために、周囲の施設や自然及び観光資源の活用、市民生活の課題解決への取組等を含めた、まちづくりの取組が求められます。

人口減少を抑え、地域経済を発展させるために、地域資源や地域特性を生かした企業誘致を進め、新たな雇用の場の創出と、市内中小企業との取引拡大の推進が重要です。

今後取り組むべき事項

■地域資源や地域特性を活かした地域経済発展の促進

- 地域ニーズを捉えた店舗立地
- 空き店舗活用による商店街の活性化
- 企業誘致による雇用と賑わい創出
- コミュニティビジネスの調査・研究

7

労働環境及び勤労者福祉に関すること

現状と課題

近年、中小企業を取り巻く環境は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」や「育児や介護との両立などの働く人のニーズの多様化」など、めまぐるしく変化しています。こうした中、設備投資等による生産性向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境づくりが重要な課題となっています。

近年の市内企業の労働環境については、長時間労働の取組は約半数であること、育児休業での男性の利用が3%未満であること、セクシュアルハラスメントの取組やポジティブアクションは一定程度進んでいますが、依然として、福利厚生充実や高齢者でも安心して働ける環境づくり等への市民の関心が高く、市としても、働き方改革の推進のための取組を推進し、働く方一人ひとりが、より良い将来の展望を持てるよう努めていく必要があります。

また、出入国管理及び難民認定法の改正に伴い外国人労働者の増加が見込まれることから、受け入れ企業において能力が最大限発揮できるようにするなど、良好な職場の環境づくりを促進していく必要があります。

(企業状況調査から)

◇労働環境の向上のため、さらなる取組の推進が必要

長時間労働の削減に向けた具体的な取組を行っている企業は52.5%であり、取組の内容は「業務計画、業務内容の見直し」が最も多く(61.5%)、次いで「人員配置の見直し」(41.3%)、「NO 残業デーの設定」(20.2%)となっています。

育児休業の利用状況は、女性は対象者の95.5%が利用し、期間は6ヶ月～12ヶ月取得する人が多くなっています。一方、男性は対象者の2.8%が利用し、期間は3ヶ月未満となっています。

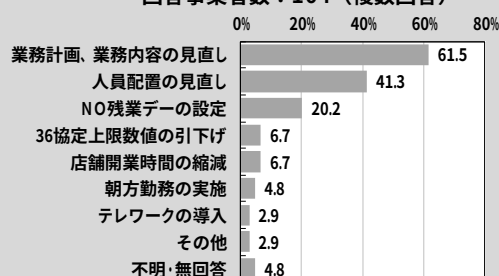
就業規則において子の看護休業制度を規定している企業は37.4%、介護休業制度を規定している企業は42.9%に留まっています。

労働者からセクシュアルハラスメントについて問い合わせを受けたことがある企業は4.5%となっています。対策を実施している企業では「相談窓口の設置」(24.2%)、「就業規則の改定」(18.7%)等といった取組が多くみられます。対策を実施していない企業のうち、約9割が対策の実施予定がないと回答しています。

女性従業員の職域拡大や教育訓練など、ポジティブアクションに取り組んでいる企業(「取り組んでいる」と「十分ではないが取り組んでいる」の合計)は33.8%となっています。

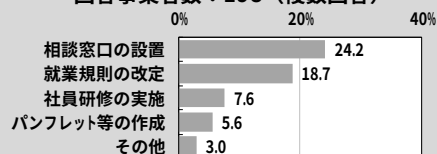
・長時間労働の削減についての実施内容

回答事業者数：104 (複数回答)



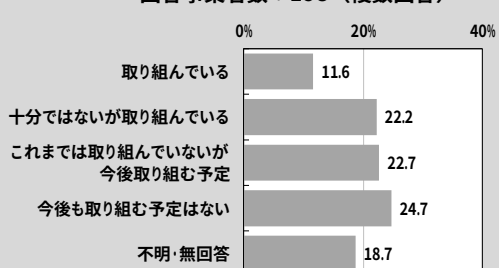
・セクシュアルハラスメントの対策内容

回答事業者数：198 (複数回答)



・女性従業員の職域拡大や教育訓練など、ポジティブアクションの取り組み状況

回答事業者数：198 (複数回答)



(市民アンケートから)

◇働き方の多様化に伴い、求められる労働環境の充実

未就業者が今後就業する際に希望する雇用形態として、「パート」(12.4%)、「正社員」(9.0%)、「自宅・内職が可能な形態」(7.6%)の順で多い結果となっています。

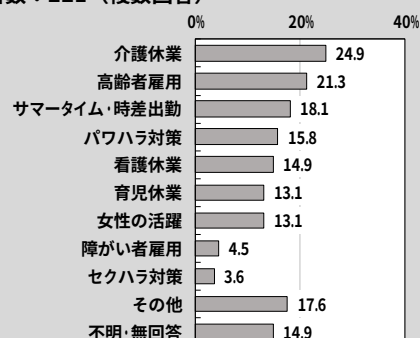
就業者からは、充実させるべき、または、希望する制度・対策として、「介護休業」(24.9%)、「高齢者雇用」(21.3%)、「サマータイム・時差出勤」(18.1%)が多く挙げられています。

◇求められる福利厚生の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進

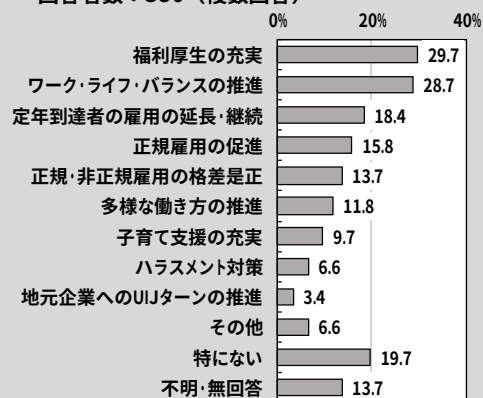
働き続けるために必要なことや企業に求めることは「福利厚生の充実」(29.7%)、「ワーク・ライフ・バランスの推進」(28.7%)、「定年延長・再雇用等定年到達者の雇用の延長・継続」(18.4%)の順で多く挙げられています。性別では女性で「ワーク・ライフ・バランスの推進」への回答が最も多くなっています(32.0%)。

「何歳まで働き続けたいか」については、「わからない」(22.9%)に次いで、「61～65歳」(20.8%)、「66～70歳」(17.9%)となっています。勤め先の従業員数別では、中小企業へ勤めている人に、76歳以上まで働き続けたいと考えている傾向がみられます。

・就業者が今後充実させるべき・希望する制度・対策
回答者数：221(複数回答)



・働き続けるために必要なことや企業に求めること
回答者数：380(複数回答)



今後の方向性

各種休業制度の浸透を図るため、経営者への制度の周知や、導入しようとする企業に対してノウハウを指導するなどの支援が必要です。

女性や高齢者、障がい者、外国人等が働きやすい労働環境を実現させるために、多様な働き方を可能とする職場環境づくりを促進することが重要となります。

今後取り組むべき事項

■労働環境・勤労者福祉の向上

- 労働環境の向上(働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進)
- 勤労者のための福利厚生制度の導入促進

8

勤労観及び職業観の育成に関すること

現状と課題

本市においては、企業、市民から、人材確保、人材育成に関する懸念が多く挙がっています。人口減少、少子高齢化が進行する中、児童生徒をはじめとした次代を担う若者が、将来、社会人として自立し、地域経済を支えていけるよう、勤労観や職業観を培っていく必要があります。

また、創業に関心を持つ人が創業準備・創業に至る割合が高い一方、創業に対して関心を持つ人が少ない状況にあります。創業無関心層※に対する創業機運の醸成に関する取組を積極的に実施することで、将来的な創業を促進し、地域の活力を生み出していく取組が必要です。

※創業無関心層・・・潜在的に創業の可能性のある方（学生や現社会人のほか、将来的に創業の可能性のある児童生徒を含む。）

（統計から）

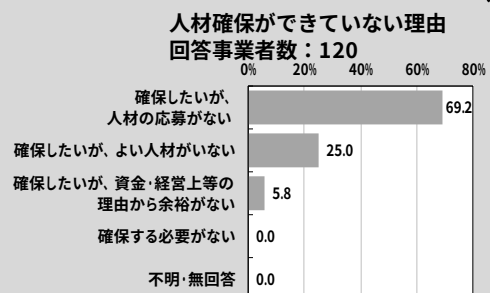
◇人口減少、少子高齢化により消費者人口、労働力人口が減少

人口減少、少子高齢化の進行【P7】により消費者人口、労働力人口が減少し、今後、地域経済の後退が懸念されます。中小企業にとっても、人材の確保、事業の承継、時代に対応した創業や新規事業の展開等が求められます。

（企業状況調査から）

◇人材の応募がない、良い人材がいない、と悩む企業

人材確保が「できていない」と回答した企業（60.6%）からその理由をたずねると、「確保したいが、人材の応募がない」、（69.2%）「確保したいが、よい人材がいない」（25.0%）との回答が多く見られ、人材確保に悩んでいる現状がうかがえます。



（市民アンケートから）

◇「人を育てること」に高い関心を持つ

中小企業振興のために必要な取組として「仕事に携わる人材の確保、育成の支援」を最も多く回答しており（32.8%）、働き手の確保、人を育てることへの関心の高さがうかがえます。

今後の方向性

地域経済の持続的発展を促すためには、次代を担う若者や子どもたちが地域に愛着を持ち、射水市で働きたいと思う機運の醸成が必要です。

そのためには、働くことや職業に関する関心や知識を深めるとともに、市内中小企業への関心を持ってもらう機会の確保が求められます。

また、創業マインドの醸成と、創業意欲を持つ人に対する知識等の習得支援を図ることで、多数の創業者を創出し、地域経済の活性化を図ることが求められます。

今後取り組むべき事項

■次代を担う若者の勤労観及び職業観の育成

- 職業体験等を通じて「働く」ことについて学び、次代を担う若者を育成
- 創業機運の醸成

【参考】課題抽出に当たっての各種調査

中小企業の課題抽出に当たり、参考とした調査の概要は次のとおりです。

（１）企業状況調査

- ・調査基準日：2018（平成30）年1月1日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・回収結果：発送500通、回答198通、回収率39.6%
- ・調査内容：景況感、経営上の課題、市の施策、労務状況など

（２）市民アンケート調査

- ・調査実施期間：2018（平成30）年9月4日～9月18日
- ・調査方法：郵送による配布・回収
- ・回収結果：発送1,000通、回答380通、回収率38.0%
- ・調査内容：日頃の買い物行動、就業、市の施策など

（３）ワークショップ

- ・実施日時 第1回…2018（平成30）年9月3日 19時～21時
第2回…2018（平成30）年10月9日 19時～21時
- ・開催場所 射水市役所大島分庁舎
- ・参加者 市内の中小企業のうち、以下に該当する方 16名
 - ① 若手の経営者、女性の経営者、近年（過去5年程度）起業した経営者
 - ② ①以外で、市、商工会議所、商工会が推薦する方
- ・各回の実施概要

【第1回】

射水市における中小企業の現状、計画の体系案について参加者に説明をした後、「射水市の中小企業がもっと元気になるためには？」をテーマとして、ワークショップを実施。現状の課題と将来の理想の姿について話し合った。

【第2回】

計画の体系（基本施策案）に沿った課題解決の施策のアイデアを話し合った。

第4章 中小企業振興のために目指す方向性

1

将来像

「地域資源を活かし 未来を切り拓く 射水の中小企業」

～海・川・野・里山、港、ひと、技術、豊かな射水の財産を 輝く未来への力に変えて～

(将来像の考え方)

豊かな自然、地域資源、地域特性に恵まれた射水の地で、その維持、保全に取り組みながらも、様々なチャレンジをし、新しい未来、新しい射水を切り拓き、豊かな市民生活を実現していこうという思いを込めています。

2

基本施策

第3章において導いた「今後進めるべき事項」をもとに、8つの「基本施策」を設定しました。この基本施策のもと、中小企業の自主的な努力を前提としながら、具体的な取組を計画的に推進し、「地域資源を活かし 未来を切り拓く 射水の中小企業」の実現を目指します。

基本施策	具体的な取組
1 経営革新及び創業の促進	(1) 商工団体への支援 (2) 経営に関する支援、相談及び指導の充実 (3) 創業の促進
2 販路拡大の促進	(1) 販路拡大の促進
3 産学官金連携の促進及び連携による新技術等開発の促進	(1) 産学官金連携の促進 (2) 新技術・新商品の開発支援の推進
4 人材育成及び人材確保の促進	(1) 人材育成の促進 (2) 人材の確保
5 円滑な事業承継の支援	(1) 円滑な事業承継の支援
6 地域資源や地域特性を活かした地域経済発展の促進	(1) 商店街・商店の賑わいづくりの推進 (2) 商工団体と商店街・商店との連携促進 (3) コミュニティビジネスの調査・研究 (4) 企業誘致の推進
7 労働環境及び勤労者福祉向上の促進	(1) 労働環境の向上 (2) 勤労者福祉の向上
8 次代を担う若者の勤労観及び職業観育成の促進	(1) 児童生徒の勤労観及び職業観の育成 (2) 創業機運の醸成

第5章 基本施策に基づく具体的な取組

基本施策1**経営革新及び創業の促進****具体的な取組1 商工団体への支援**

- 市内中小企業の振興において重要な役割を担う商工団体（射水商工会議所及び射水市商工会）の運営経費を補助することで、中小企業の維持・発展に資する事業を支援します。

取組	取組概要	事業主体
商工団体への支援	商工団体が行う経営指導、振興事業等の事業を支援	市

具体的な取組2 経営に関する支援、相談及び指導の充実

- 商工団体を中心となって行う経営相談、経営指導等の各種支援策の充実を図ります。
- 各種制度融資等の充実により、中小企業の資金需要に対応した資金調達を支援するとともに、信用保証料の一部助成等を行い、中小企業の経費負担軽減が図られるよう支援します。
- 中小企業の生産性向上等に関する国・県事業の有効活用や情報提供等を行うことで、中小企業の生産性向上等による経営革新への取組を支援します。
- 中小企業に、自社の災害リスクや、自然災害や事故などへの対応を定めた事業継続計画（BCP）策定について、商工団体等を通じて周知を図ります。

関連する取組	取組概要	事業主体
経営相談、経営指導等の充実	企業のライフステージに応じた経営指導等を実施	商工団体等
融資制度の充実	経営安定化、設備投資等に必要事業資金を融資	市
経営革新に向けた専門家派遣事業に対する支援	商工団体、新世紀産業機構等の専門家派遣事業を活用した場合の経費補助	市

具体的な取組3 創業の促進

- 市内創業を支援するため、市、創業支援事業者（商工会議所、商工会）が連携し、「射水市創業支援等事業計画」を策定・推進するとともに、今後、創業支援事業者の拡大により、支援体制の強化を図ります。
- 関係機関に創業に関するワンストップ相談窓口を設け、関係機関と連携しながら適切なサポートを行います。また、市内創業希望若しくは創業間もない方に対して創業関連経費についての支援を行います。
- 空き店舗・事務所等への創業を促すため、関係機関と連携し、市内の空き店舗、事務所等の情報提供等を行います。
- 市内の教育機関・研究機関と連携し、起業家の育成や新しいビジネスを支援する施設（インキュベーション施設）の設置促進について調査・研究を行います。
- 「とやま呉西圏域」の連携により、創業支援関連のイベントを開催し、広域での創業者支援にも取り組んでいきます。

関連する取組	取組概要	事業主体
「創業支援等事業計画」に基づく特定創業支援等事業	創業塾等を開催し、経営、財務、人材育成、販路開拓等、経営者として必要な知識を身につける。	商工団体 (創業支援事業者)
創業支援事業補助金 商店街等新規出店支援事業補助金	市内創業や商店街等への出店に関する経費の一部を補助	市
融資制度の充実（再掲）	創業に必要な資金を融資	市

成果指標と目標値

年間商品販売額（市内全事業所 ※経済センサスから） 2,885 億円 ⇒ 3,300 億円 【2016 年度現況値】 【2023 年度】 商品販売額は、近年、順調に増加しています。さらなる商業活性化に取り組み、第2次総合計画実施計画における目標値の達成を目指します。	製造品出荷額（従業者 300 人未満の事業所） ※工業統計調査から） 3,107 億円 ⇒ 3,300 億円 【2016 年度現況値】 【2023 年度】 製造品出荷額は、第1次計画の目標値に届かなかったものの、順調に推移しています。生産性向上等の推進により、出荷額の向上を目指します。
専門家活用支援事業補助金利用件数 ※商工企業立地課資料から） 4 件／年 ⇒ 10 件／年 【2017 年度現況値】 【2023 年度】 経営環境を取り巻く環境が著しく変化する中、経営革新に向けた専門家派遣のニーズが増加することが想定されます。	創業支援事業補助金利用件数 ※商工企業立地課資料から） 11 件／年 ⇒ 累計 85 件 【2017 年度現況値】 【2019～2023 年度】 市内における創業者数は年々増加しています。今後も、創業者支援に取り組み、市内経済の活性化を目指します。

基本施策2

販路拡大の促進

具体的な取組1-1 販路拡大の促進

- 各業界が取り組む産地PRや展示会、商談会等に中小企業が出展する経費等について支援します。
- 富山県のアンテナショップ等を活用し、地場製品の販路開拓につなげます。
- バイヤーと生産者をマッチングさせる商談会をはじめ、民間事業者と連携した射水市の特産品を取り扱ったフェアなど、新たな販路創出の手法について調査・研究を行います。
- 「とやま呉西圏域」の連携により、販路拡大のイベント等に取り組んでいきます。
- 富山県や関係機関等が開催する物産展や商談会について、情報提供を行います。
- ITを活用して販路拡大に取り組む事業者への支援策について調査・研究を行います。

主な事業	取組概要	事業主体
中小企業販路拡大支援事業補助金	県外で開催されるビジネスマッチング、見本市、展示会、商談会等への参加に要する経費の一部を支援	市

成果指標と目標値

中小企業販路拡大支援事業補助金利用件数

※商工企業立地課資料から

15件／年 ⇒ 30件／年

【2017年度現況値】

【2023年度】

近年、販路拡大への取組が活発化しています。今後も引き続き、販路拡大による中小企業の経営安定化、経営革新への支援を図っていきます。

基本施策3

産学官金連携の促進及び連携による新技術等開発の促進

具体的な取組1 産学官金連携の促進

- 中小企業の維持・発展に向けた取組を効果的なものとするためには、産学官金連携は必要不可欠です。今後も引き続き、産学官金連携を促進し、創業支援や中小企業への経営支援、人材確保・人材育成等を推進していきます。

主な事業	取組概要	事業主体
産学官金連携の促進	関係機関の連携により、人材確保、育成、商品開発等、様々な場面で中小企業を支援	市、商工団体、教育機関、金融機関等

具体的な取組2 新技術・新商品の開発支援の推進

- 市内に教育機関・研究機関が立地しているメリットを活かし、産学官金連携による新商品・新サービスの開発を促進します。
- 「とやま呉西圏域」の連携により、新技術・新商品開発支援のイベントを開催します。
- 市内の教育機関・研究機関と連携し、起業家の育成や新しいビジネスを支援する施設（インキュベーション施設）の設置等について調査・研究を行います。（再掲）
- 農商工連携による新商品・新技術の開発・販売等の6次産業化の取組を推進します。

主な事業	取組概要	事業主体
産学官金連携促進事業	市内企業と教育・研究機関との連携による新商品・新技術開発を支援	市、商工団体 教育機関等

成果指標と目標値

産学官金共同研究の年間件数 ※富山県立大学から聞き取り	
11件／年 【2017年度現況値】	⇒ 15件／年 【2023年度】
近年、安定した件数で推移しています。今後も産学官金連携による調査・研究、新商品、新技術開発を促進し、中小企業の経営革新につなげていきます。	

基本施策 4

人材育成及び人材確保の促進

具体的な取組 1 人材育成の促進

- 従業員のスキルアップに向けた研修やセミナー等への参加に向けた情報提供を行います。
- 経営者に対し、管理能力や人材育成に関する研修やセミナー等の情報提供を行います。
- 市内教育機関と連携し、社会人教育やスキルアップ講座等の情報提供を行います。
- 外国人労働者に対する日本語教育等の取組に対する支援策について調査・研究を行います。

主な事業	取組概要	事業主体
各種研修会等の情報提供	従業員のスキルアップに向けた各種研修会等の情報提供	市、商工団体等
リカレント教育（学びなおし）の促進	教育機関におけるリカレント教育等の情報提供	市、商工団体 教育機関等

具体的な取組 2 人材の確保

- 射水市雇用対策推進協議会や市内教育機関との連携による、合同企業説明会を実施します。
- 市内中小企業の魅力を県内外の学生等に対して発信を行います。
- ワークセンター射水等による、就職に関する情報提供や相談受付を行います。
- UIJ ターン就職支援の窓口で、情報提供、相談受付、就職後のフォローアップを実施します。
- 女性や高齢者、障がい者、外国人等、労働意欲を持つ誰もが個々の能力に応じて就労できるよう、雇用環境の確保に努めます。
- 中小企業による外国人労働者の雇用に向けた取組への支援策について調査・研究を行います。
- 「とやま呉西圏域」の連携により、就業マッチング支援事業（合同就職説明会等）を開催します。

主な事業	取組概要	事業主体
ワークセンター射水の運営支援	市民に対し、職業相談及び職業紹介を行う。	市
障がい者雇用奨励金	国の助成金支給満了後も障がい者を引き続き常用雇用する事業主に対し、奨励金を交付	市
合同企業説明会	学生等と市内企業とのマッチングを図るために合同企業説明会を開催	射水市雇用対策推進協議会
学生企業訪問支援事業	学生が、自分に適した魅力ある市内企業への就職につなげるため、企業内の視察等を行う。	射水市雇用対策推進協議会
合同企業説明会事業者参加者支援事業補助金	市内事業者が県外で開催される合同企業説明会に参加する場合に経費の一部を補助	市

成果指標と目標値

合同企業説明会参加者数 ※商工企業立地課資料から
35人 ⇒ 80人 【2017 年度現況値】 【2023 年度】
教育機関への周知強化等により説明会参加者数の増加を図ることで、市内企業の魅力を伝える機会を増やし、市内企業の若年労働者の確保を図るとともに、学生の就職活動を支援します。

学生企業訪問支援事業の参加学生満足度 ※商工企業立地課資料から
97.7% ⇒ 98.3% 【2017 年度現況値】 【2023 年度】
事業内容の充実を図り、自分に合った業種、職種をイメージしてもらうことで、将来の市内企業への就職の増加と離職率の低下を目指します。

基本施策5

円滑な事業承継の支援

具体的な取組 1 円滑な事業承継の支援

- 関係機関による事業承継に関する相談事業やセミナーの開催等について、随時、情報提供を行うとともに、中小企業が行う専門家への相談経費等について支援します。
- 富山県新世紀産業機構が設置している「事業引継ぎ支援センター」等、相談窓口の情報提供を行います。

関連する取組	取組概要	事業主体
中小企業専門家活用支援事業 補助金（事業承継に係る相談） （再掲）	商工団体、新世紀産業機構等の専門 家派遣事業を活用した場合の経費 の一部を支援	市 商工団体等

成果指標と目標値

専門家活用支援事業利用件数（再掲） ※商工企業立地課資料から
4件／年 ⇒ 10件／年 【2017 年度現況値】 【2023 年度】 経営者の高齢化が進む今日、事業承継が大きな課題となっています。専門家派遣事業の活用により円滑な事業承継を促進します。

基本施策6**地域資源や地域特性を活かした地域経済発展の促進****具体的な取組1 商店街・商店の賑わいづくりの推進**

- 商店街等や商店の活性化に関する取組を推進します。
- 空き店舗の有効な活用方法について、調査・研究を行います。
- 商工団体や市内教育機関と連携し、学生等若い世代が商店街・商店に親しむための取組について、調査・研究を行います。
- 地域内経済循環が図られる取組について、国県等の支援策の情報提供を行うとともに、市として必要な支援策について調査・研究を行います。

関連する取組	取組概要	事業主体
商店街等新規出店支援事業補助金（再掲）	商店街等への出店に関する経費の一部を補助	市
経済循環事業の活用支援	国等による地域資源と資金を活用した経済循環事業等の活用を支援	市 民間事業者

具体的な取組2 商工団体と商店街・商店との連携促進

- 商工団体、商店街、商店と連携したイベントを支援します。
- 商工団体と連携し、商店街、商店による射水市ブランドの情報発信やブランドの育成の取組を支援します。
- 商工団体と連携し、公共交通等を利用した買い物への支援について、調査・研究を行います。

関連する取組	取組概要	事業主体
観光施策との連携	観光振興計画に掲げる基本戦略（認知度向上、魅力度向上、受入体制整備）の展開との連携による地域経済の活性化を図る。	市

具体的な取組3 コミュニティビジネスの調査・研究

- 地域の困りごとをビジネスとして解決する「コミュニティビジネス」の調査・研究を行います。

関連する取組	取組概要	事業主体
コミュニティビジネスの調査・研究	地域の困りごとをビジネスとして解決する「コミュニティビジネス」について調査・研究を行う。	市

具体的な取組 4 企業誘致の推進

- 新たな企業団地の整備を推進します。
- 企業立地優遇制度の充実を図り、時代のニーズを捉えた企業の誘致を推進します。

関連する取組	取組概要	事業主体
企業誘致活動、企業立地優遇制度の充実	企業誘致活動、企業立地優遇制度の充実を図り、次代のニーズを捉えた企業の誘致を推進する。	市

成果指標と目標値

商店街等新規出店支援事業件数 ※商工企業立地課資料から 累計 6件 ⇒ 累計 10件 【2017 年度現況値】 【2019～2023 年度】 新たな店舗等の出店は、地域に活力や賑わいにつながります。5年間累計で10件の出店を目指します。	工事の市内業者発注件数割合 ※管財契約課資料から 83.51% ⇒ 87% 【2017 年度現況値】 【2023 年度】 公共事業の市内発注割合を高めることで、地域内経済循環を高め、地域経済の活性化を図ります。
市内企業団地分譲率 ※商工企業立地課資料から 97.6% ⇒ 100% 【2017 年度現況値】 【2023 年度】 時代のニーズを捉えた企業誘致を推進し、地域経済の活性化と雇用の創出等を図ります。	

基本施策7

労働環境及び勤労者福祉向上の促進

具体的な取組1 労働環境の向上

- 市や商工団体が連携し、働き方改革や、ワーク・ライフ・バランスの考え方の周知を推進します。
- 育児や介護からの職場復帰や、育児と仕事の両立支援、高年齢者雇用の確保、さらには、今後増加が見込まれる外国人労働者など、労働意欲のある誰もが安心して働ける労働環境づくりを促進します。

関連する取組	取組概要	事業主体
働き方改革に係る周知・啓発の推進	能力発揮の機会が均等に確保できる職場環境づくりに向けた啓発を行う。	市、商工団体
中小企業退職金共済契約掛金補助金	中小企業者が退職金共済契約の掛金に対する補助	市
一般事業主行動計画策定に係る周知・促進	一般事業主行動計画の策定促進により、子育て世代等が働きやすい環境づくりの啓発に努める。	市、商工団体 中小企業

具体的な取組2 勤労者福祉の向上

- 勤労者のための福利厚生制度の導入を促進するとともに、個々では共済事業や福利厚生事業の実施が困難な小規模事業者に対して、射水市ゆとりライフ互助会への入会を促進します。
- 勤労者団体等への支援を行い、勤労者福祉の向上に努めます。

関連する取組	取組概要	事業主体
射水市ゆとりライフ互助会運営	市内中小企業に勤務する勤労者及びその事業主の福利厚生を図る。	市

成果指標と目標値

射水市ゆとりライフ互助会加入者数 ※射水市ゆとりライフ互助会加入実績から 829人 ⇒ 900人 【2017年度現況値】 【2023年度】 市内企業の退職者の増に伴い、会員が減少傾向にありますが、市内企業に対して入会促進等を行うとともに、福利厚生事業の充実を図ります。	中小企業退職共済加入者数 ※中小企業退職金共済事業本部資料から 3,758人 ⇒ 4,100人 【2017年度現況値】 【2023年度】 今後も引き続き、中小企業退職共済の加入を促進し、市内企業の従業員の福祉と雇用の安定を図ります。
---	---

基本施策8

次代を担う若者の勤労観及び職業観育成の促進

具体的な取組1 児童生徒の勤労観及び職業観の育成

- 児童生徒向けの職業体験や企業見学ツアー、ワークショップ等の開催を通じ、市内企業の魅力を伝えるとともに、次代の地域経済を担う若者の育成を図ります。
- 児童生徒のキャリア教育を支援し、勤労観や職業観の育成を図ります。

関連する取組	取組概要	事業主体
14歳の挑戦 いみず鳳雛きらめき塾	様々な職業体験や第一線で活躍する起業家との意見交換等を行うなど、貴重な体験と刺激を得る機会を設けることにより、明日の射水を担うたくましい人材を育成する。	市 民間事業者

具体的な取組2 創業機運の醸成

- これまでの創業支援の取組で対象としてこなかった「創業無関心層[※]」に着目し、創業に関する情報提供を行うほか、経営体験事業等を通じて、創業マインドを養います。
[※]創業無関心層…潜在的に創業の可能性のある方。学生や現社会人のほか、将来的に創業の可能性のある児童生徒を含む。

関連する取組	取組概要	事業主体
創業機運醸成事業	経営活動の疑似体験等を通じ、次代を担う若者の創業マインドを醸成する。	市、商工団体等

成果指標と目標値

創業機運醸成事業参加者数 ※射水市創業支援等事業計画に基づく創業機運醸成事業実績
累計 250 人 【2019～2023 年度】 毎年 50 人程度を対象に、創業機運醸成の取組を実施し、次代の地域経済を担う若者を育成します。

第6章 計画推進の役割と計画の進捗管理

1

計画推進の役割

中小企業振興計画で定めた基本施策等を推進するためには、「(仮) 中小企業・小規模企業振興基本条例」の基本理念にのっとり、中小企業の自主的な努力を核に、市内の各々の主体がそれぞれの役割を果たすことが期待されます。

また、中小企業振興等に係る関係者及び関係機関との連携に努めるとともに、市が実施する中小企業の振興等に関する施策に協力することが期待されます。

(1) 市の責務

市は、中小企業等の振興に関する総合的な施策を策定し、施策を実施する責務を有します。中小企業の振興等に関する施策の実施に当たっては、国、県、中小企業者等、大企業者、中小企業に関する団体、地域金融機関、教育機関及び市民と連携しながら協働して取り組むよう努めていくものとします。

また、小規模企業者に対しては、経営状況に応じて必要な配慮をするよう努めていくものとします。

加えて、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、市内中小企業者等の受注機会の確保に努めていくものとします。

(2) 中小企業者等の努力

中小企業者は、経済的・社会的環境の変化に対応して、自主的に新技術及び新商品の開発、販路の開拓、人材の育成等に取り組み、その経営の向上及び改善を図るよう努めるものとします。

また、円滑な事業の承継、従業員の雇用の安定、多様な働き方の確保など労働環境の整備及び福利厚生の充実に努めるものとします。

加えて、事業活動を行うに当たり、市内で生産され、製造され、若しくは加工される物品又は提供サービスの積極的な活用に努めるものとします。

(3) 中小企業に関する団体及び金融機関の役割

中小企業に関する団体及び金融機関は、中小企業等が新技術及び新商品の開発、販路の開拓等経営の向上や改善を図るために行う取組を積極的に支援するよう努めるものとします。また、これらの取組を支援する人材の育成に努めるものとします。

(4) 大企業者の役割

大企業者は、自らの経営の革新等に取り組むとともに、中小企業者が供給する製品及びサービスの活用等を通じて、豊かで活力ある地域社会の形成に寄与するよう努めるものとします。

(5) 教育機関の役割

教育機関は、研究開発の成果の普及、技術支援、教育活動等を通じて、中小企業の振興等に協力するよう努めるものとします。

(6) 市民の理解と協力

市民は、中小企業の振興等が地域社会の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することについて理解を深め、豊かで活力ある地域社会の形成に協力するよう努めるものとします。

また、市民は、消費者として市内で生産、製造及び加工される製品の購買又は消費並びに市内で提供されるサービスを利用に努めるものとします。

2

計画の進捗管理

本計画を効果的・効率的に推進していくため、「(仮)射水市中小企業・小規模企業振興基本条例」に基づき、学識経験者や関係機関等で構成する協議の場において、市民のニーズを把握するとともに、施策・取組の進捗状況や成果等を評価・検証しながら本計画の進捗管理を行い、必要に応じて改善・見直しを行います。

第7章 推進施策の成果指標と目標値

1

成果指標及び目標値

第4章で定めた基本施策ごとに、次のとおり成果指標及び目標値を定め、定期的に客観的な検証を行い、必要に応じて数値の見直し等を行います。

(1) 経営革新及び創業の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値(2023年度)
年間商品販売額 ※経済センサスから	2016年度 (平成28年度)	2,886億円	3,300億円
製造品出荷額 (従業者300人未満の事業所) ※工業統計調査から	2016年度 (平成28年度)	3,107億円	3,300億円
専門家活用支援事業補助金 利用件数 ※商工企業立地課資料から	2017年度 (平成29年度)	4件/年	10件/年
創業支援事業補助金利用件数 ※商工企業立地課資料から	2017年度 (平成29年度)	11件/年	累計85件 (2019～2023年度)

(2) 販路拡大の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値(2023年度)
中小企業販路拡大支援事業 補助金利用件数 ※商工企業立地課資料から	2017年度 (平成29年度)	15件/年	30件/年

(3) 産学官金連携の促進及び連携による新技術等開発の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値(2023年度)
産学官金共同研究の年間件数 ※富山県立大学から聞き取り	2017年度 (平成29年度)	11件/年	15件/年

(4) 人材育成及び人材確保の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値(2023年度)
合同企業説明会参加者数 ※商工企業立地課資料から	2017年度 (平成29年度)	35人	80人
学生企業訪問支援事業の参加 学生満足度 ※商工企業立地課資料から	2017年度 (平成29年度)	97.7%	98.3%

(5) 円滑な事業承継の支援

指標項目	現況年度	現況値	目標値(2023年度)
専門家活用支援事業補助金 利用件数 (再掲) ※商工企業立地課資料から	2017年度 (平成29年度)	4件/年	10件/年

(6) 地域資源や地域特性を活かした地域経済発展の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値(2023年度)
商店街等新規出店支援事業 補助金利用件数 ※商工企業立地課資料から	2017年度 (平成29年度)	累計6件	累計10件 (2019～2023年度)
工事の市内業者発注件数割合 ※管財契約課資料から	2017年度 (平成29年度)	83.51%	87%
市内企業団地分譲率 ※商工企業立地課資料から	2017年度 (平成29年度)	97.6%	100%

(7) 労働環境及び勤労者福祉の向上の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値(2023年度)
射水市ゆとりライフ互助会加入者数 ※ゆとりライフ互助会加入実績から	2017年度 (平成29年度)	829人	900人
中小企業退職共済加入者数 ※中小企業退職金共済事業本部資料から	2017年度 (平成29年度)	3,758人	4,100人

(8) 次代を担う若者の勤労観及び職業観育成の促進

指標項目	現況年度	現況値	目標値(2023年度)
創業機運醸成事業 参加者数 ※射水市創業支援等事業計画に基づく 創業機運醸成事業実績から	—	—	累計 250人 (2019～2023年度)

射水市プレミアム付き商品券事業（案）について

1 事業目的

消費税・地方消費税の10%への引き上げが低所得者・子育て世帯（3歳未満の子が属する世帯^{※1}）の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的として、プレミアム付き商品券の販売を行うもの。

※1 基準日は2019年6月1日であるが、2016年4月2日以降に生まれた3歳以上の子についても対象となる。

2 商品券概要

500円券×10枚を1セット（購入額4,000円）とし、5セットを購入限度（購入額20,000円）とする。

（子育て世帯の購入限度は3歳未満の子の数×5セットとする。）

3 制度概要

購入対象者	購入限度額	割引率	想定対象者数（見込み）
2019年度 住民税非課税者 ^{※2} （課税基準日：2019.1.1）	25,000円（5セット） （購入額20,000円）	20%	約15,300人 （約11,500世帯） ※2018.1.1数値
3歳未満の子が属する世帯の世帯主 （基準日：2019.6.1）	25,000円（5セット） （購入額20,000円） ×3歳未満の子の数	20%	約2,110人 （約2,000世帯）

※2 住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く。

4 実施時期

- ・購入対象者への案内 2019年6月頃
- ・購入申込受付 2019年7月頃～11月頃
- ・購入引換券発送 2019年9月頃～11月頃
- ・商品券販売期間 2019年10月～2020年2月頃
- ・利用可能期間 2019年10月～2020年3月頃

5 商品券販売方法

未定（購入希望者の利便性を考慮し、複数箇所の設置を検討）

6 商品券利用可能店舗

市内店舗を対象に公募を予定

7 事業実施体制

市、商工団体等で構成する実行委員会を組織し、個人情報を取り扱う業務を除き、事業の企画、実施を行う。

8 予算措置（平成31年度当初予算 全額を国庫支出金で充当）

117,017千円（商工業振興費）

（事務費29,967千円、プレミアム分87,050千円（対象想定者数17,410人×5千円））

射水市都市計画マスタープラン全体構想（素案）概要

1 計画の目的

本計画は、都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、社会情勢及び土地利用状況等の変化に対応するため、中長期的な観点から本市の将来像を展望し、魅力的で持続性の高い都市経営の実現に向け、まちづくりの方向性を明らかにするもの。

2 計画期間

2020年度から2039年度までの20年間

3 計画構成

全体構想（市全体のまちづくりの方向性）
地域別構想（地域別のまちづくりの方向性）

4 まちづくりの目標

1) 基本理念、将来目標人口

■基本理念 「豊かな自然 あふれる笑顔 みんなで創る きららか射水」
（第2次射水市総合計画）

■将来目標人口 2039年の将来目標人口：81,500人

2) 今後の都市のあり方

①多核連携型のまちづくりの推進

既成市街地が複数箇所に配置された都市構造の特性を踏まえ、それら市街地のまとまりや既存ストックを活かして、都市機能の維持や集積を推進し、それぞれの機能補完や地域相互の活性化を図る多核連携型の都市構造の構築を目指す。

② 広域的な連携・補完による都市機能の充実

周辺都市との連携・補完により、効率的で質の高い都市機能の確保を図り、広域での行政サービスの向上を進める。

5 まちづくりの方針

■全体方針

「居住・産業・レクリエーションと自然が調和する暮らしやすさと活力に満ちたまち」

■個別方針

① 持続可能でにぎわいのある多核連携型のまちづくり

各市街地の連携を強め、都市機能の補完や相互の活性化に努め、各市街地と周囲の集落とも連携し、都市全体の活性化と持続性を確保するため、多核連携型のまちづくりを推進する。

② 活力ある産業拠点の創造と交流のまちづくり

富山新港の後背地に広がる臨海工業地帯等産業拠点が形成されており、引き続き、産業振興・充実に努め、新たな産業需要にも対応する活力ある産業拠点の創出を推進する。また、観光等による交流人口の拡大を通じて、地域活性化に資する交流のまちづくりを推進する。

③ 安全・安心で快適に暮らせるまちづくり

洪水浸水や津波の被害想定を踏まえた防災・減災対策を進め、地域に暮らす全ての人の安全・安心、快適性を高める地域共生のまちづくりについて、地域住民との協働や民間活力の活用も検討し、推進する。

④ 魅力的な都市空間や眺望、豊かな自然環境を活かしたまちづくり

市内には、ベイエリア・大規模公園など魅力的な都市空間や眺望、海辺や里山等の豊かな自然環境が存在し、これらを都市の魅力や居住環境を維持・向上させる要素として活かし、うるおいや美しさを感じるまちづくりを推進する。

⑤ 公民連携による地域主体のまちづくり

地域住民をはじめとして、NPO・ボランティア団体、企業、教育機関など多様な主体と行政との連携を推進し、地域の活性化と魅力・価値の向上につなげ、様々な地域課題の解決を目指す。

6 都市整備の方針

1) 土地利用の基本方針

①都市と自然が調和する秩序ある土地利用を誘導

地域の立地特性や現状の居住地域のまとまり等を踏まえながら、市街化等を推進する地区、産業の活性化を図る地区など、それぞれの地区での用途に応じて、都市と自然が調和する秩序ある土地利用の誘導を図る。

②土地利用に関する様々な制度等の活用による良好な市街地環境の創出

地域の人口動向や開発需要等を踏まえた上で、土地区画整理事業等による面的整備や地区計画制度等の活用により、市街地を整備し、良好な市街地環境の創出を図る。

③低・未利用地の土地利用の推進

既成市街地周辺では、住宅地や商業施設及び業務施設等の充実を図るため、新市街地の開発を視野に入れ、都市部と農村部の調和がとれた市街地環境の創出に努める。また、低・未利用地等については、利活用促進のため、土地の交換・集約及び区画再編などを検討する。

2) 交通の基本方針

①都市間及び都市内の人・物の円滑な流れを促進し、地域活性化に資する道路交通体系の構築

広域幹線道路、地域連携道路、補助幹線道路、生活道路の4段階の道路構成に基づく整備により、都市間及び都市内の人・物の円滑な流れを促進し、地域活性化に資する道路交通体系の構築を図る。

②交通事業者、市民、行政の協働に基づく持続可能な地域公共交通網の構築

鉄道やバス等の公共交通基盤の有効活用と交通需要の適正な管理を行いながら、射水市地域公共交通網形成計画とあわせて、交通事業者、市民、行政の協働に基づく持続可能な地域公共交通網の構築を検討する。

③安全・便利に移動できる交通体系の構築

誰もが安全・便利に移動できる交通体系の構築の実現に向けて、高齢者や子ども・学生、障がい者及び外国人等、全ての市民にとって利用しやすい交通施設の整備・確保を図る。

3) 生活環境の基本方針

①豊かな緑・水環境の保全・活用

公園、緑・水の環境等の空間を、多様な活動の拠点や地域コミュニティ活動の場及びにぎわい創出の場として利活用を図るため、必要な便益施設の維持・整備、憩いやくつろぎのスペースの確保等を行い、公共空間としての価値の向上を目指す。

②自然環境と調和・共生する都市環境の維持・創出

快適で衛生的な市街地環境と自然環境の確保を図り、循環型社会に向けた取組により自然環境と調和・共生する都市環境の維持・創出を図る。

③生活関連施設の持続性を高めるための維持管理・更新

生活関連施設は、人口の減少、社会ニーズの変化等を踏まえ、継続的な利用または廃止を検討し、効率性と持続性を高めるための維持管理・更新を進める。また、地域における

公共サービスの維持・向上の観点にも配慮しながら、必要な公共施設の適正な配置・整備を進める。

4) 都市空間の基本方針

①安全で快適な都市空間の創出

高齢者、障がい者、子育て世代をはじめ、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりを目指し、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点を基本とした、都市空間の整備を推進する。

②都市の個性・魅力を高める都市空間の保全・形成の推進

素晴らしい眺望景観や風情ある街並み等、自然・文化・歴史的価値のある資産の活用を促進し、景観関係法令に基づく制度等を活用し、個性的で魅力ある都市空間の創出に努める。

5) 防災の基本方針

①防災対策と減災対策の充実

風水害、地震・津波、雪害等の自然災害や火災に対して、防災対策及び減災対策の充実を、公民連携のもとに図る。

②防災意識の向上、市民・事業者・行政の意識共有

市民一人ひとりの防災意識の向上とともに、市民・事業者・行政が危機管理と災害後の復興イメージの共有を図りながら、災害に強いまちづくりを推進する。

7 将来都市構造

■エリア【土地利用の基本】

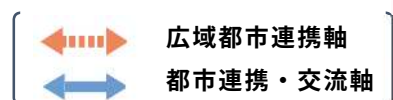
○自然と調和するまとまりある都市を形成するため、基本的な土地利用「エリア」を設定。

都市活動エリア 調和・活用エリア 連携・発展エリア 保全・共生エリア



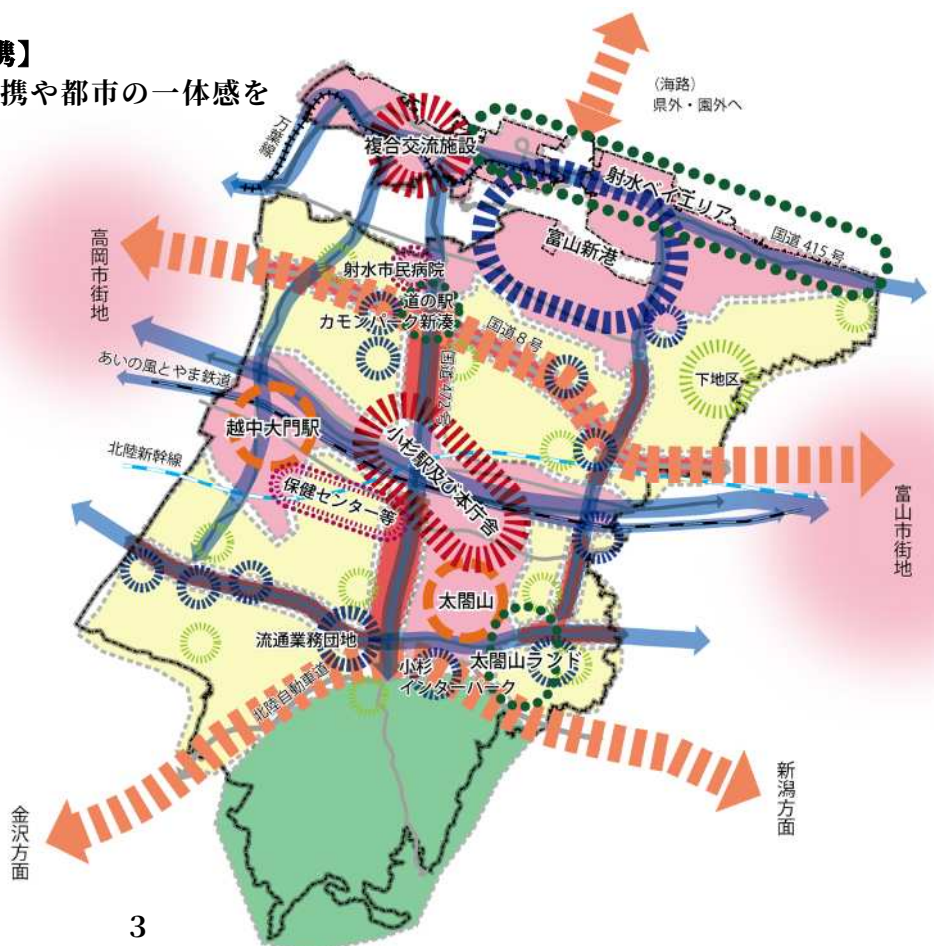
■軸【都市間及び都市内の連携】

○都市間及び都市内地域間の連携や都市の一体感を促進する「軸」を設定。



■拠点【都市機能の配置】

○生活利便の向上、にぎわいや交流の創出、地域産業の発展を促進する「拠点」を設定。



射水市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱の一部改正について

全国で相次ぐ地震による多くの住宅被害の発生を踏まえ、市民の生命や財産を守るには住宅の耐震化が重要であり、射水市においても、国や県の支援制度を最大限に活用しながら、住宅の耐震化の促進に努めてきました。

このたび、国においては、さらなる住宅の耐震化を図るべく、新たな支援制度が創設されたことから、射水市では、平成31年度より、その支援制度を活用し、1戸あたりの補助上限額を、現行の60万円から100万円に増額して拡充を図ります。

また、射水市独自のリフォーム補助制度（耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事が対象）を継続することにより、住宅の耐震化をさらに促進するものであります。

1 補助金額

(1) 耐震改修工事【拡充】

現 行：1戸あたり上限	<u>60万円</u>
-------------	-------------

改正後：1戸あたり上限	<u>100万円</u>
-------------	--------------

差 額	<u>+40万円</u>
-----	--------------

(2) 耐震改修工事と同時に行うリフォーム工事【継続】

現 行：1戸あたり上限	30万円
-------------	------

改正後：1戸あたり上限	30万円
-------------	------

2 施行期日

平成31年4月1日

水道事業包括業務委託事業者の選定結果について

水道事業包括業務委託事業者の選定に関し、事業者 3 者からの応募があり、平成 31 年 2 月 21 日に開催した「射水市水道事業包括業務委託事業者選考委員会」における審査結果を踏まえ、次のとおり優先交渉権者を決定しました。

1 事業名

射水市水道事業包括業務委託

2 選定結果

(1) 優先交渉権者 ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 中部支店

(2) 選定理由

今回応募のあった 3 者は、いずれも水道事業包括業務において優れた実績があり、プレゼンテーション及びヒアリングにおいても、市の方針・事業目的を十分に把握した上で、これまでの経験によるノウハウと的確な分析による提案がされていた。

その中で、優先交渉権者として決定した上記事業者は、料金関連業務及び施設維持管理業務における改善提案や災害・事故発生時における危機管理対応に関して特に優れた提案がされており、また、価格評価についても高評価となったことから、総合評価が最も高い評価となった。

3 選定方法等

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(2) 選定までの経過

項目	実施日
第 1 回選考委員会（公募要領等の審査）	平成 30 年（2018 年） 10 月 23 日
募集公告及び公募要領等の公表	11 月 7 日
応募資格審査結果の通知	12 月 21 日
業務提案書の受付期間	平成 31 年（2019 年） 1 月 28 日～ 2 月 8 日
第 2 回選考委員会（プレゼンテーション・ヒアリング及び選考）	2 月 21 日

(3) 今後のスケジュール

項目	実施日
審査結果及び優先交渉権者の公表	平成 31 年（2019 年） 3 月中旬
契約締結	4 月頃
引継期間	契約締結日の翌日～ 9 月 30 日
業務開始	10 月 1 日

水道事業の「包括業務委託」の実施について

1 「包括業務委託」の目的

現行の料金水準を維持しながら、人口減少等に伴う料金収入の減少、水道施設の老朽化に伴う更新費用の増大、職員数の減少に伴う技術(専門知識)の継承と人材の確保、国による官民連携や広域連携の推進などの課題に対応し、水道事業の基盤強化を図るとともに、将来にわたり、事業(安全な水の安定供給)を継続していくため、「包括業務委託」を実施しようとするものである。

2 「包括業務委託」の定義

「包括業務委託」とは、個別の業務をバラバラに委託するのではなく、一連の業務を一括して委託することで、民間のノウハウを活用し、業務の効率性を高めようとするものである。包括業務委託を行っても、あくまでも水道管理者としての責任は市にあり、高度な技術力を有する受託者の業務を管理・監督するには、市職員にもより高い技術力が要求される。

3 「包括業務委託」による主な効果

- (1) 民間の専門性の高いノウハウの導入による業務の効率化とサービスの向上
- (2) 専門的な知識を有した人材の確保と計画的な育成による安定したサービスの提供
- (3) 長期的な視点での職員人件費などの経費節減(△約1,370万円)
- (4) 地元採用による地域雇用の創出
- (5) 広域連携などの事業環境の変化にも対応可能な組織のスリム化

4 委託金額(債務負担行為限度額) ※H30.9月議会議決(議案第59号)

825,869千円(税込、4年6か月間)

5 委託対象業務

	No	業務名
料金関連業務	1	料金関連窓口業務
	2	検針業務
	3	料金調定及び更正業務
	4	収納業務
	5	開閉栓業務
	6	滞納整理業務
	7	給水停止業務
	8	検定満期メーター取替に伴う施工管理業務
	9	水道メーター管理業務
	10	給水装置工事に関する窓口業務
	11	指定給水装置工事事業者に関する業務
	12	排水設備工事に関する窓口業務
	13	排水設備指定工事店に関する業務
施設維持管理業務	14	水道施設運転管理及び保守点検業務
	15	水質管理業務
	16	水道施設環境整備及び保安管理業務
	17	布目分庁舎閉庁時(休日夜間)の宿日直業務



平成31年度（2019年度）

水道水質検査計画(案)



目 次

	頁
1. はじめに	1
2. 水道事業の概要	1
3. 水源の状況及び原水の水質状況	2
4. 水質検査の基本方針	2
5. 水質検査項目及び検査頻度	3
6. 臨時の水質検査について	4
7. 水質検査の方法	5
8. 水質検査機関	5
9. 水質検査の精度と信頼性保証	5
10. 水質検査計画及び検査結果の公表	5
11. 関係機関との連携	5
※ 参照図表	6～11

1. はじめに

射水市水道事業では、『安心安全で、おいしい水づくり』のため、水道法及び富山県水道水質管理計画に基づき、毎事業年度の開始前に水質検査項目や検査回数等を定めた『水道水質検査計画』を策定して、定期的に水質検査を行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況（平成 29 年度）

給水人口	92,438 人
普及率	99.0 %
1 日平均給水量	30,276 m ³
1 日最大給水量	41,562 m ³
年間給水量	11,050,890 m ³

(2) 取水能力（平成 31 年度）

ア 県受水（富山県西部水道用水供給事業）

和田川協定水量	20,000 m ³ /日
子撫川協定水量 (※1)	最大受水量 13,400 m ³ /日 (基本水量 11,289 m ³ /日)
合 計	33,400 m ³ /日

※1 子撫川の基本水量は、平成 30 年度契約水量である。

イ 自己水源（井戸、次亜塩素滅菌）

布目配水場	認可水量
布目 1 号井（深井戸）	2,000 m ³ /日
布目 6 号井（深井戸）	2,500 m ³ /日
大島 7 号井（深井戸）	予備水源
合 計	4,500 m ³ /日

広上取水場	認可水量
広上 1 号井（浅井戸）	2,000 m ³ /日
広上 2 号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
広上 3 号井（深井戸）	3,000 m ³ /日
合 計	8,000 m ³ /日

3. 水源の状況及び原水の水質状況

本市の水源は前述のとおり、富山県西部水道用水供給事業による2系統の県受水と、自己水源として布目配水場と広上取水場に6箇所の井戸を保有しています。

(1) 県受水は庄川水系和田川の表流水を水源として、富山県企業局和田川水道管理所で適切に水質管理されています。

(2) 布目自己水源の大島7号井は、マンガンが多く含まれていることから現在休止し、予備水源としています。

(3) 広上自己水源の広上1号井は、浅井戸のためクリプトスポリジウムによる汚染が危ぐされることから、平成22年度に紫外線照射装置を設置し対応しています。

(4) 布目及び広上水源は、水田に隣接しているため農薬散布による農薬類の汚染にも注意が必要です。

この対策として、水源近隣に散布した農薬類を調査し、農薬成分を10項目にしぼって検査します。

(5) 自己水源は、概ね良好な状態であり、浄水についても水質基準を下回っており、安全で良質な水源であるといえます。

4. 水質検査の基本方針

(1) 浄水について

ア 検査項目は、水道法で検査が義務付けられている毎日水質検査項目及び水質基準項目とします。

イ 検査地点は、水質基準が適用される給水栓の水とします。

(ア) 毎日水質検査

配水池等の重要施設と末端及び配水系統毎の10箇所を選定します。測定方法は、自動計測10箇所とします。

(イ) 水質基準項目

配水池等の重要施設と管内の末端等、10箇所を選定します。

ウ 検査頻度は水道法に基づき、水源の種類やこれまでの検査結果により定めます。

ただし、水道法で検査頻度を3年に1回以上に省略できる水質基準項目についても、安全であることを確認するため、年1回以上の検査を実施します。

(2) 原水について

ア 検査項目は、水質基準項目（消毒副生成物を除く）、水質管理目標設定項目、要検討項目、クリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌等とします。

イ 検査地点

水質基準項目の検査地点は、自己水源 6 箇所の井戸とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

ウ 検査頻度

水質基準項目は、厚生労働省健康局水道課長通達に基づき年 1 回とします。

その他の項目については、富山県水道水質管理計画によるものとします。

以上（１）（２）の検査地点については別添図を参照、検査項目及び検査頻度は別表 1 から別表 5 を参照。

5. 水質検査項目及び検査頻度

（１）毎日検査項目（３項目）

色・濁り・消毒の残留効果を 1 日 1 回検査します。

（２）水質基準項目（別表 1、２）

水道法で検査頻度と基準値が定められ、基準値以下で給水することが義務づけられている 51 項目です。

ア 毎月行う検査

法令で定めた項目、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（全有機炭素の量）、PH、味、臭気、色度、濁度、及び富山県指導項目である、鉄、カルシウム・マグネシウム等（硬度）の検査を毎月実施します。（11 項目）

イ ３ヶ月毎に行う検査

法令で定めた 40 項目について検査を実施します。

これらの項目の中には、水質が安定しており過去 3 年間の水質検査結果が基準値の 1 / 10 以下である場合、3 年に 1 回以上に検査回数を省略することが可能ですが、安全性を確認するために年 1 回検査を実施します。

（３）水質管理目標設定項目（別表 3）

ア 水道水を管理する上で留意すべき項目で、毒性や水道水からの検出量などの観点から、水質基準とするには及ばないが、測定・監視を続けることが望ましいとされる項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき、広上 2 号井の地下水を県と共同で 2 年に 1 回、全 26 項目のうち地下水に関係した 13 項目について検査します。

ウ 水質管理目標設定項目のうち農薬についても、布目配水場及び

広上取水場の地下水を検査します。(農薬類の検査項目については、水源近隣に散布した農薬類を調査し全 114 項目のうち 10 項目を決定します。)

(4) 要検討項目 (別表 4)

ア 毒性評価が定まらない、若しくは浄水中の存在量が不明等の理由から水質基準項目及び水質管理目標設定項目のいずれにも分類できない項目で、データを集めていくものとして定められた項目です。

イ 富山県水道水質管理計画に基づき、広上 2 号井の地下水を県と共同で 2 年に 1 回、全 47 項目のうち地下水に関係した 26 項目について検査します。

ウ 要検討項目のうちダイオキシン類の検査は県内に調査機関がなく、県との共同検査も出来ないため、射水市単独で 2 年に 1 回検査します。(平成 30 年度 広上 3 号井で実施)

(5) クリプトスポリジウム指標菌等の検査

ア 広上取水場 1 号井 (浅井戸) において、『水道水におけるクリプトスポリジウム対策の暫定方針 (平成 8 年 10 月 4 日衛水第 248 号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)』に基づきクリプトスポリジウム及びクリプトスポリジウム指標菌 (大腸菌、嫌気性芽胞菌) の検査等を実施します。

イ クリプトスポリジウム指標菌の検査は毎月、クリプトスポリジウムの検査は年 4 回実施します。

※参考 県との共同検査は以下のとおりです。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ・「水質管理目標設定項目等」検査 (別表 3) | 年 1 回 (予定) |
| ・「要検討項目」 | 検査 (別表 4) 年 1 回 (予定) |
| ・「農薬類」 | 検査 (別表 5) 年 1 回 (予定) |

6. 臨時の水質検査について

臨時の水質検査は、次のような場合に行います。

- (1) 自己水源に異常があったとき。
- (2) 浄水の色、濁り及び臭気等に原因不明の変化が生じる等、水質が著しく悪化したとき。
- (3) 水道施設 (送配水管含) が著しく汚染された恐れがあるとき。
- (4) その他、水道技術管理者が必要であると指定したとき。

以上、水質検査項目は基本的に全項目としますが、状況に応じて検査項目を決定します。

7. 水質検査の方法

(1) 検査方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」により行います。

(2) 採水方法

検査試料の採水は、市担当者が行うか、同担当者立会いのもと水質検査受託者が行います。試料の容器等は、検査機関より貸与されたものを使用します。

(3) 試料の運搬

検査試料は、クーラーボックス等に入れ冷却し、破損防止の措置を施して運搬します。

8. 水質検査機関

水道法に基づく水質検査は、富山県水質管理計画に基づき、富山県和田川水道管理所に委託します。

また、県と共同での検査は、富山県衛生研究所へ委託します。

そして、射水市独自に行う水質検査については、厚生労働大臣登録検査機関に委託します。

9. 水質検査の精度と信頼性保証

射水市が行う水質検査については、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣登録検査機関に委託して水質検査を行っていますが、水質検査の精度確認のため、また需要者に対する信頼性の保証を行うため、委託先が外部精度管理及び内部精度管理を実施し、適切に精度管理を行っているか書類等で確認します。

10. 水質検査計画及び検査結果の公表

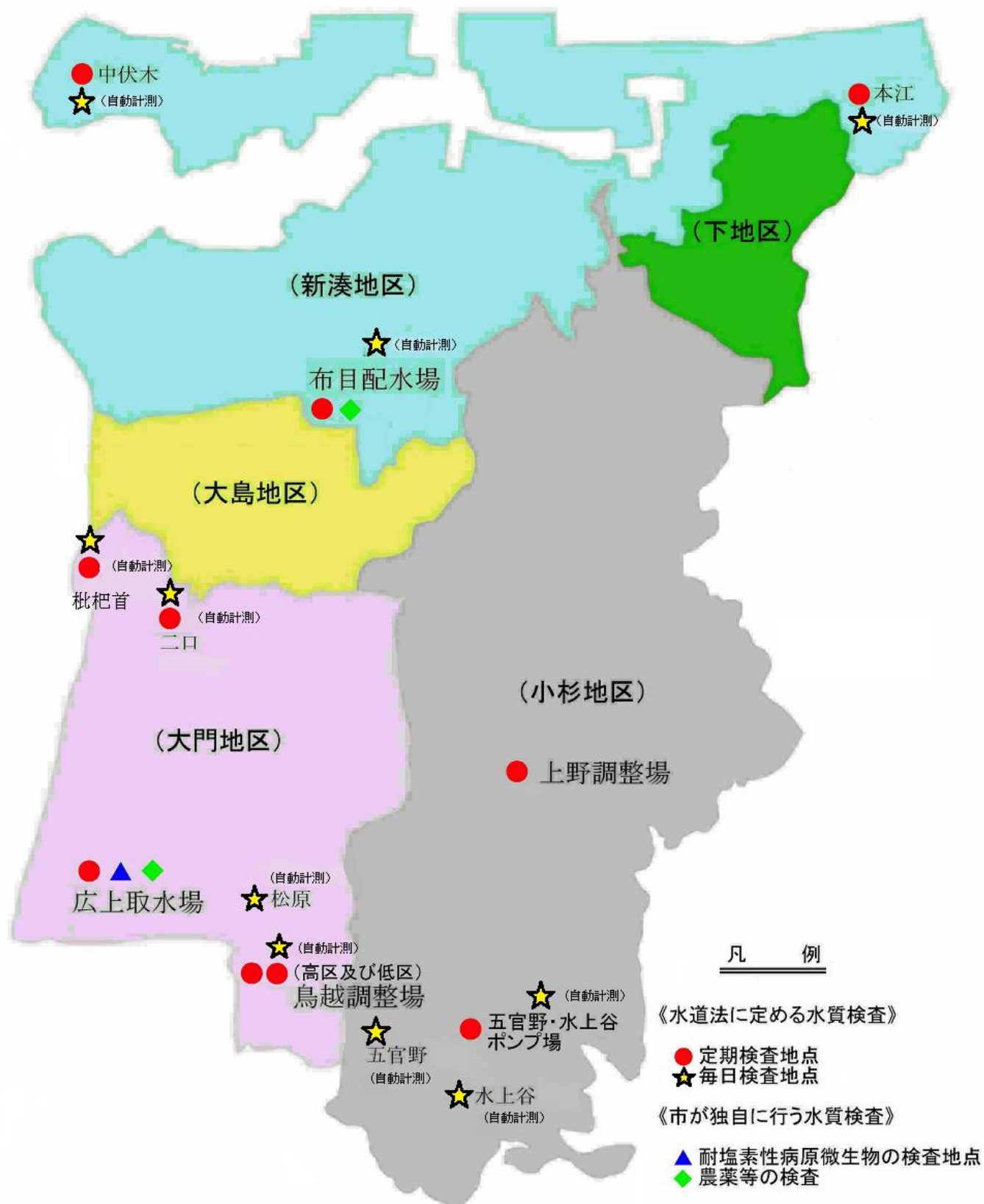
水質検査計画については、毎年見直しを行い、状況に応じその都度改正します。

また、水質検査結果については射水市ホームページで公表し、請求があれば射水市複写機等実費徴集要綱に基づき検査結果の写しを提供します。

11. 関係機関との連携

射水市は、一日の給水量の殆どを富山県西部水道用水供給事業から浄水として受水していますので、同事業と連絡を密にし、水質異常に即応できるような体制を整備しています。

水質検査採水地点



別表1 水質基準項目及び基準値

番号	項 目 名	基 準 値	備 考	区分
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。	病原生物による汚染の指標	健康に関連する項目
2	大腸菌	検出されないこと。		
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/ℓ以下であること。	無機物・重金属	
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/ℓ以下であること。		
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。		
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/ℓ以下であること。		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/ℓ以下であること。		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/ℓ以下であること。		
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/ℓ以下であること。		
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。		
14	四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下であること。	一般有機物	
15	1,4－ジオキサン	0.05mg/ℓ以下であること。		
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下であること。		
17	ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下であること。		
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。		
19	トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下であること。		
20	ベンゼン	0.01mg/ℓ以下であること。		
21	塩素酸	0.6mg/ℓ以下であること。	消毒副生成物	
22	クロロ酢酸	0.02mg/ℓ以下であること。		
23	クロロホルム	0.06mg/ℓ以下であること。		
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。		
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。		
26	臭素酸	0.01mg/ℓ以下であること。		
27	総トリハロメタン	0.1mg/ℓ以下であること。		
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/ℓ以下であること。		
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/ℓ以下であること。		
30	ブロモホルム	0.09mg/ℓ以下であること。		
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/ℓ以下であること。		
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。	着色	水道水が有すべき性状に関する項目
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/ℓ以下であること。		
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/ℓ以下であること。		
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/ℓ以下であること。		
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/ℓ以下であること。	味	
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/ℓ以下であること。	着色	
38	塩化物イオン	200mg/ℓ以下であること。	味	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/ℓ以下であること。		
40	蒸発残留物	500mg/ℓ以下であること。		
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/ℓ以下であること。	発泡	
42	ジオスミン	0.00001mg/ℓ以下であること。	かび臭	
43	2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/ℓ以下であること。		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/ℓ以下であること。	発泡	
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/ℓ以下であること。	臭気	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/ℓ以下であること。	味	
47	pH値	5.8以上8.6以下であること。	基礎的性状	
48	味	異常でないこと。		
49	臭気	異常でないこと。		
50	色度	5度以下であること。		
51	濁度	2度以下であること。		

別表2 定期の水質検査項目、回数等

番号	項 目 名	省略可否	検査頻度				浄水の検査回数の設定理由	浄 水			原 水	
			法定頻度		実績による検査頻度	H31年度検査計画		月1回	1回／3月	年1回	1回／3月	年1回
1	一般細菌	否	1回／月		←	←	検査回数の減不可項目	○				○
2	大腸菌	否	1回／月		←	←		○				○
3	カドミウム及びその化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
4	水銀及びその化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
5	セレン及びその化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
6	鉛及びその化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
7	ヒ素及びその化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
8	六価クロム化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
9	亜硝酸態窒素	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	否	1回／3月		←	←	検査回数の減不可項目		○			○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年	過去3年間に検査結果が1/10以下			○		○
12	フッ素及びその化合物	可	1回／3月		1回／1年	←	過去3年間の検査結果が1/5以下			○		○
13	ホウ素及びその化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
14	四塩化炭素	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
15	1,4－ジオキサン	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス－1・2－ジクロロエチレン	可	1回／3月		1回／1年	1回／1年				○		○
17	ジクロロメタン	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
18	テトラクロロエチレン	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
19	トリクロロエチレン	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
20	ベンゼン	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
21	塩素酸	否	1回／3月		←	←	検査回数の減不可項目	□	○			
22	クロロ酢酸	否	1回／3月		←	←			○			
23	クロロホルム	否	1回／3月		←	←			○			
24	ジクロロ酢酸	否	1回／3月		←	←			○			
25	ジブロモクロロメタン	否	1回／3月		←	←			○			
26	臭素酸	否	1回／3月		←	←		□	○			
27	総トリハロメタン	否	1回／3月		←	←			○			
28	トリクロロ酢酸	否	1回／3月		←	←			○			
29	ブロモジクロロメタン	否	1回／3月		←	←			○			
30	ブロモホルム	否	1回／3月		←	←			○			
31	ホルムアルデヒド	否	1回／3月		←	←			○			
32	亜鉛及びその化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
33	アルミニウム及びその化合物	可	1回／3月		1回／1年	1回／1年	過去3年間の検査結果が1/5以下		○			○
34	鉄及びその化合物	可	1回／3月		1回／月	←	検査回数の減不可項目（県指導）	○				○
35	銅及びその化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
36	ナトリウム及びその化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
37	マンガン及びその化合物	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○	△	○
38	塩化物イオン	否	1回／月		←	←	検査回数の減不可項目	○				○
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	可	1回／3月		1回／月	←	検査回数の減不可項目（県指導）	○				○
40	蒸発残留物	可	1回／3月		1回／3月	1回／3月	過去3年間の検査結果が1/5超		○			○
41	陰イオン界面活性剤	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
42	ジェオスミン	可	1回／月 藻類発生時期		←	1回／1年	水源の状況を勘案した			○		
43	2－メチルイソボルネオール	可	1回／月 藻類発生時期		←	1回／1年				○		
44	非イオン界面活性剤	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年	過去3年間の検査結果が1/10以下			○		○
45	フェノール類	可	1回／3月		1回／3年	1回／1年				○		○
46	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	否	1回／月		←	←	検査回数の減不可項目	○				○
47	pH値	否	1回／月		←	←		○				○
48	味	否	1回／月		←	←		○				
49	臭気	否	1回／月		←	←		○				○
50	色度	否	1回／月		←	←		○				○
51	濁度	否	1回／月		←	←		○				○

凡 例

- ：検査実施をあらわします。
- △：大島7号井のみの適用。（原水の検査回数は厚生労働省通知により、年1回の検査でよいが安全確認のため実施するもの）
- ：布目配水場、広上取水場、五官野水上谷ポンプ場のみの適用。（3ヶ月に1回の検査でよいが、左記箇所は当市にて塩素滅菌処理を行っている為、安全確認のため毎月検査を実施するもの）

別表3 水質管理目標設定項目の目標値及び検査項目

水質管理上注目すべき項目(全26項目、内地下水に関係のある13項目を実施)

番号	項目名	検査項目	基準値	備考	分類
1	アンチモン及びその化合物	○	アンチモンの量に関して、0.02mg/ℓ以下		無機物質
2	ウラン及びその化合物	○	ウランの量に関して、0.002mg/ℓ以下(暫定)		
3	ニッケル及びその化合物	○	ニッケルの量に関して、0.02mg/ℓ以下		
4	削除(亜硝酸態窒素)		削除(0.05mg/ℓ以下(暫定))		
5	1,2-ジクロロエタン	○	0.004mg/ℓ以下		有機物質
6	削除(トランス-1,2-ジクロロエチレン)		削除(0.004mg/ℓ以下)		
7	削除(1,1,2-トリクロロエタン)		削除(0.006mg/ℓ以下)		
8	トルエン	○	0.4mg/ℓ以下		
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	0.08mg/ℓ以下		
10	亜塩素酸		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。 当市使用していないため除外。	消毒剤
11	削除(塩素酸)		削除		
12	二酸化塩素		0.6mg/ℓ以下	二酸化塩素注入時に限る。 当市使用していないため除外。	消毒 副生
13	ジクロロアセトニトリル	○	0.01mg/ℓ以下(暫定)		
14	抱水クロラール	○	0.02mg/ℓ以下(暫定)		有機物質
15	農薬類	○	検出値と目標値の比の和として、1以下	対象農薬は118物質(別表5)	
16	残留塩素		1mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	無機物質
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10mg/ℓ以上100mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
18	マンガン及びその化合物		マンガンの量に関して、0.01mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
19	遊離炭酸		20mg/ℓ以下	採水後速やかな測定出来ないため除外	
20	1,1,1-トリクロロエタン	○	0.3mg/ℓ以下		有機物質
21	メチル-tert-ブチルエーテル	○	0.02mg/ℓ以下		
22	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)		3g/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	その他
23	臭気強度(TON)		3以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
24	蒸発残留物		30mg/ℓ以上200mg/ℓ以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
25	濁度		1度以下	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
26	pH値		7.5程度	通知(残留塩素及び水質基準項目と重複する項目を除く)により除外。	
27	腐食性(ランゲリア指数)		-1程度以上とし、極力0に近づける。	採水後速やかな測定出来ないため除外	微生物 有機物質 無機物質
28	従属栄養細菌	○	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)		
29	1,1-ジクロロエチレン	○	0.1mg/ℓ以下		
30	アルミニウム及びその化合物		アルミニウムの量に関して、0.1mg/ℓ以下		無機物質

* 富山県の「水道水源の水質管理計画実施要領」に基づき合同検査を実施する予定です。

* 採水場所は、布目6号井又は広上2号井とし隔年交互に実施します。ただし、農薬類は毎年実施します。

* ○: 検査実施項目をあらわします。

別表4 要検討項目の目標値及び検査項目

番号	項 目 名	県と合同	単 独	目標値
1	銀及びその化合物	○		未設定
2	バリウム及びその化合物	○		0.7mg/ℓ
3	ビスマス及びその化合物	○		未設定
4	モリブデン及びその化合物	○		0.07mg/ℓ
5	アクリルアミド			0.0005mg/ℓ
6	アクリル酸			未設定
7	17-β -エストラジオール			0.00008mg/ℓ(暫定)
8	エチニルーエストラジオール			0.00002mg/ℓ(暫定)
9	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	○		0.5mg/ℓ
10	エピクロロヒドリン	○		0.0004mg/ℓ(暫定)
11	塩化ビニル	○		0.002mg/ℓ
12	酢酸ビニル	○		未設定
13	2,4-トルエンジアミン			未設定
14	2,6-トルエンジアミン			未設定
15	N,N-ジメチルアニリン	○		未設定
16	スチレン	○		0.02mg/ℓ
17	ダイオキシン類		△	1pgTEQ/ℓ(暫定)
18	トリエチレンテトラミン			未設定
19	ノニルフェノール	○		0.3mg/ℓ(暫定)
20	ビスフェノールA	○		0.1mg/ℓ(暫定)
21	ヒドラジン	○		未設定
22	1,2-ブタジエン			未設定
23	1,3-ブタジエン			未設定
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	○		0.01mg/ℓ
25	フタル酸ブチルベンジル	○		0.5mg/ℓ
26	マイクロキスチン-LR			0.0008mg/ℓ(暫定)
27	有機すず化合物			0.0006mg/ℓ※(暫定)
28	ブロモクロロ酢酸	○		未設定
29	ブロモジクロロ酢酸	○		未設定
30	ジブロモクロロ酢酸	○		未設定
31	ブロモ酢酸	○		未設定
32	ジブロモ酢酸	○		未設定
33	トリブロモ酢酸	○		未設定
34	トリクロロアセトニトリル	○		未設定
35	ブロモクロロアセトニトリル	○		未設定
36	ジブロモアセトニトリル	○		0.06mg/ℓ
37	アセトアルデヒド	○		未設定
38	MX			0.001mg/ℓ
39	削除(クロロピクリン)			
40	キシレン	○		0.4mg/ℓ
41	過塩素酸			0.025mg/ℓ
42	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)			未設定
43	パーフルオロオktan酸(PFOA)			未設定
44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)			0.0001mg/ℓ
45	アニリン			0.02mg/ℓ
46	キノニン			0.0001mg/ℓ
47	1,2,3-トリクロロベンゼン			0.02mg/ℓ
48	ニトリロ三酢酸(NTA)			0.2mg/ℓ

* ※印はトリブチルスズオキサイドの目標値

* 富山県の「水道水源の水質管理計画実施要領」に基づき実施する予定です。

* 合同検査の採水場所は、布目6号井又は広上2号井を隔年交互に実施します。

* ダイオキシン類の検査は、過去のデータ蓄積により広上3号井とします。(H28年度実施)

* ○は検査実施をあらわします。△は2年に1回の検査をあらわします。

別表5 農薬類(水質管理目標設定項目(15)の対象農薬リスト)

番号	農 薬 名	検査 有・無	番号	農 薬 名	検査 有・無
農 01	1, 3—ジクロロプロペン(D—D)		農 61	テフリトリオン	○
農 02	2, 2—DPA(ダラポン)		農 62	テルブカルブ(MBPM)	
農 03	2, 4—D(2, 4—PA)		農 63	トリクロピル	
農 04	EPN		農 64	トリクロルホン(DEP)	
農 05	MCPA		農 65	トリシクラゾール	○
農 06	アシュラム		農 66	トリフルラリン	
農 07	アセフェート		農 67	ナプロパミド	
農 08	アトラジン		農 68	パラコート	
農 09	アニロホス		農 69	ピペロホス	
農 10	アミトラズ		農 70	ピラクロニル	○
農 11	アラクロール		農 71	ピラゾキシフェン	
農 12	イソキサチオン		農 72	ピラゾリネート(ピラゾレイト)	
農 13	イソフェンホス		農 73	ピリダフェンチオン	
農 14	イソプロカルブ(MIPC)		農 74	ピリブチカルブ	
農 15	イソプロチオラン(IP)	○	農 75	ピロキロン	
農 16	イプロベンホス(IBP)		農 76	フィプロニル	
農 17	イミノクタジン		農 77	フェニトロチオン(MEP)	
農 18	インダノファン		農 78	フェンブカルブ(BPM)	
農 19	エスプロカルブ		農 79	フェリムゾン	
農 20	エトフェンプロックス		農 80	フェンチオン(MPP)	
農 21	エンドスルファン(ベンゾピ)		農 81	フェントエート(PAP)	
農 22	オキサジクロメホン		農 82	フェントラザミド	
農 23	オキシ銅(有機銅)		農 83	フサライド	○
農 24	オリサストロビン		農 84	ブタクロール	
農 25	カズサホス		農 85	ブタミホス	
農 26	カフェンストロール		農 86	ブプロフェジン	
農 27	カルタップ		農 87	フルアジナム	
農 28	カルバリル(NAC)		農 88	プレチラクロール	
農 29	カルボフラン		農 89	プロシミドン	
農 30	キノクラミン(ACN)		農 90	プロチオホス	
農 31	キャプタン		農 91	プロピコナゾール	
農 32	クミルロン		農 92	プロピザミド	
農 33	グリホサート	○	農 93	プロベナゾール	
農 34	グルホシネート		農 94	プロモブチド	○
農 35	クロメプロップ		農 95	ベノミル	
農 36	クロルニトロフェン(CNP)		農 96	ペンシクロン	
農 37	クロルピリホス		農 97	ベンゾビスクロン	○
農 38	クロロタロニル(TPN)		農 98	ベンゾフェナップ	
農 39	シアナジン		農 99	ベンタゾン	
農 40	シアノホス(CYAP)		農 100	ペンディメタリン	
農 41	ジウロン(DCMU)		農 101	ベンフラカルブ	
農 42	ジクロベニル(DBN)		農 102	ベンフルラリン(ベスロジ)	
農 43	ジクロルボス(DDVP)		農 103	ベンフレセート	
農 44	ジクワット		農 104	ホスチアゼート	
農 45	ジスルホトン(エチルチオ)		農 105	マラチオン(マラソン)	
農 46	ジチオカルバメート系農薬		農 106	メコプロップ(MCPP)	
農 47	ジチオピル		農 107	メソミル	
農 48	シハロホップブチル	○	農 108	メタラキシル	
農 49	シマジン(CAT)		農 109	メチダチオン(DMTP)	
農 50	ジメタメリン	○	農 110	メミノストロビン	
農 51	ジメトエート		農 111	メトリブジン	
農 52	シメトリン		農 112	メフェナセツ	
農 53	ダイアジノン		農 113	メプロニル	
農 54	ダイムロン		農 114	モリネート	
農 55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート				
農 56	チアジニル				
農 57	チウラム				
農 58	チオジカルブ				
農 59	チオファネートメチル				
農 60	チオベンカルブ				

※ 水源近隣に散布した農薬類を調査し、代表的な成分となる10項目を選定して検査します。

※ ○印は前年度に検査した項目です。

上下水道部下水道工務課 資料 1
3 月定例会 産業建設常任委員会
平成 3 1 年 3 月 1 1 日

射水市雨水管理総合計画（案）

概 要 版

平成 31 年 2 月

射水市 上下水道部 下水道工務課

『射水市雨水管理総合計画（案）』

（ 目 次 ）

	頁
1. 雨水管理総合計画について.....	1
2. 射水市の地理的概況.....	3
3. 計画降雨（整備目標）の設定.....	4
4. 検討対象区域の設定.....	5
5. 地域ごとの対策目標の検討.....	5
6. 段階的対策方針の策定.....	9
7. 総合的な雨水対策の取組みの推進.....	12

1. 雨水管理総合計画について

(1) 雨水管理総合計画の目的

雨水管理総合計画は、下水道による浸水対策を実施する上で、当面・中期・長期にわたる、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めることで、下水道による浸水対策を計画的に進めることを目的とするものです。

これまでの下水道における浸水対策は、過去の浸水被害の大きい地区を優先的に整備してきた事例がほとんどであり、本市も同様に整備を進めてきました。しかし、近年では「再度災害防止」に加え「事前防災・減災」、「選択と集中」等の観点から、浸水リスクを評価し、雨水整備の優先度の高い地域を中心に浸水対策を推進することとされています。

「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）

(2) 本市における雨水対策の沿革

本市の雨水対策事業は、昭和 54 年から都市下水路として整備を開始し、その後、公共下水道事業として、市内各地区（合併前の旧市町）で雨水管きょ等の整備に取り組んできました。

市町村合併後の平成 20 年 8 月 16 日と平成 21 年 9 月 4 日には、計画規模を上回る集中豪雨により床下浸水被害が市内 24 地区で発生しました(写真 1)。これを受け、平成 22 年度に、総合的な雨水排除計画の方針を定めた「射水市雨水対策基本計画」を策定し、平成 23 年度より雨水対策施設等の整備を実施してきました。平成 30 年度までの 8 年間で、対象 24 地区のうち 18 地区に着手しており、着手率は約 75%となっています。



作道（新生町） 地内



戸破 地内

写真 1 浸水被害状況（平成 20 年 8 月）

(3) 「雨水管理総合計画」の策定

国土交通省は、「近年の雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や都市化の進展等に伴い、多発する浸水被害への対応を図るため、下水道による浸水対策を実施すべき区域を明確化し、効率的にハード・ソフトの総合的な浸水対策を行うことが必要である」とし、平成 28 年 4 月に「雨水管理総合計画策定ガイドライン（案）」（国土交通省水管理・国土保全局下水道部）を策定し、平成 29 年 7 月に増補しました。

一方、本市内においては、平成 22 年度の「射水市雨水対策基本計画」策定以後も、計画降雨に迫るような豪雨に伴う新たな箇所での浸水被害の発生等の課題が発生しています。

このことから、これまでの「射水市雨水対策基本計画」を見直し、前述の課題に対応することに加え、「選択と集中」の観点から、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める「射水市雨水管理総合計画」を策定しました。

この計画は、初年度を平成 31（2019）年度とした 20 年間の計画です。

平成 22 年度 **射水市雨水対策基本計画**

- ・ 浸水被害が特に大きい地区（全 24 地区）を対象
- ・ 平成 30 年度までに 18 地区に着手



平成 30 年度 **射水市雨水管理総合計画**

- ・ 市内全域を対象に浸水対策実施区域（16 地区）を抽出
- ・ 優先度の高い地区（重点対策地区）から順に着手

図 1 雨水対策基本計画から雨水管理総合計画へ

2. 射水市の地理的概況

(1) 位置と面積

本市は、富山県のほぼ中央に位置しており、北は富山湾に面し、東は富山市、西は高岡市に隣接しています。

本市域は、東西 10.9 キロメートル、南北 16.6 キロメートルで、総面積は 109.43 平方キロメートルとなっており、県土面積の約 2.6 パーセントを占めています。

(2) 地勢

本市は、広大な射水平野に、南部には射水丘陵があり、標高は海拔 0 メートルから 140.2 メートルとなっています。市内には、庄川、和田川、下条川、放生津内川等の河川があり、富山湾に注いでいます。

市域は、庄川、神通川の土砂のたい積によって形成された三角州状の低平な地形からなる平野部と丘陵地で構成されており、四季折々において豊かな自然がみられます。

「第 2 次 射水市総合計画」より抜粋

(3) 雨水の排水状況

本市の雨水排水は、地形条件から「自然排水」と「機械排水」に区分されます。自然排水は主に下条川や新堀川等の河川によるものであり、機械排水は図 2 に示す区域において、西部・東部及び中央の各排水機場にて排水ポンプによる強制排水を行っています。

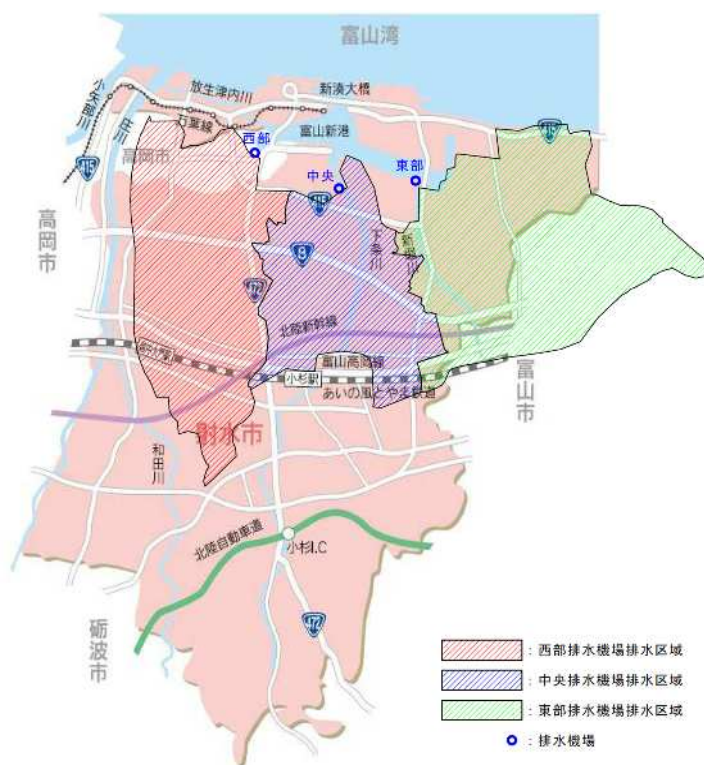


図 2 射水市の地理的概況と機械排水区域

3. 計画降雨（整備目標）の設定

(1) 近年の降雨状況

射水市内の5箇所の雨量観測所及び気象庁伏木観測所における、過去10年間の降雨状況は表1のとおりです。天気予報で「非常に激しい雨」と言われる50mm/hを超える雨が市内4箇所の雨量観測所で観測されています。

表1 観測所別の1時間降雨量（各年最大値）

観測場所		単位：mm/h										平均
		2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	
海側	新湊消防署	18.5	14.0	28.5	39.0	51.5	26.5	26.0	26.0	36.0	40.0	30.6
	新湊消防署東部出張所	19.5	22.5	31.5	44.5	50.0	47.5	22.5	33.0	32.5	14.0	31.8
内陸	射水消防署	62.5	24.5	39.0	39.5	39.5	36.5	20.0	20.0	29.0	30.5	34.1
	浅井公民館	36.0	30.0	42.5	50.5	32.0	30.5	20.5	23.0	32.0	36.5	33.4
山側	上野	33.0	22.0	20.0	35.0	38.0	39.0	34.0	21.0	37.0	32.0	31.1
高岡伏木		19.0	18.0	30.0	35.0	52.0	33.0	48.0	20.5	36.5	42.5	33.5

赤字は降雨量 50 mm/h 以上のものを示す。

(2) 計画降雨（整備目標）の設定

これまでの浸水対策の計画降雨（整備目標）は、地域に関わらず、全て10年に一度（10年確率）の降雨としています。射水市は市域がコンパクトであり、地域間で整備目標に較差を持たせることは望ましくないことから、本計画でも、市全域で10年確率の降雨を計画降雨（整備目標）とします。

また、これまでの降雨強度は、昭和20年～平成17年の61年間の降雨データを解析して得られた降雨強度式によるものですが、平成28年12月に、昭和20年～平成27年の71年間の降雨データを解析して得られた降雨強度式が富山県から公表されたことから、本計画では、より最新のデータを含んだ降雨強度式を採用します。

採用する降雨強度式による10年確率降雨強度は 54.2mm/h となります。

これまでの降雨強度式	本計画に用いる降雨強度式
$I_{10} = \frac{1,908}{t^{4/5} + 10.152}$ 52.1mm/h（10年確率） （昭和20年～平成17年の61年間で計算）	$I_{10} = \frac{2,307.98}{t^{0.83} + 12.670}$ 54.2mm/h（10年確率） （昭和20年～平成27年の71年間で計算）

※2mm/hの増加は、計画水量で+5%に相当します。

4. 検討対象区域の設定

本計画の検討対象区域は「市内全域」とします。

また、対象区域である市内全域を排水区（雨水排水区域）ごとに 187 のブロックに分割し、地域（ブロック）としました。

5. 地域（ブロック）のリスク評価

(1) 評価指標の設定と評価

各地域（ブロック）を評価するため、評価の指標となる項目を表 2 のとおり設定しました。また、評価指標に関するアンケートを実施し、AHP（階層分析法）※1 により表 3 のとおり評価指標の重み付けを行いました。

表 2 評価指標

浸水実績 (過去 12 年分)	床上（箇所）
	床下（箇所）
	道路冠水（m）
各種機関・施設 (射水市地域 防災計画より)	避難所（箇所）
	防災関係機関（箇所）
	関係医療機関（箇所）
緊急通行確保路線（m）	
人口密度（人/km ² ）	
資産集積度※2（m ² ）	

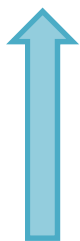
※1 AHP（Analytic Hierarchy Process：階層分析法）とは

各項目について一対比較を行い、数値化し、総合評価値を求め、これを元に意思決定をする手法です。本計画では、平成 29 年度射水市雨水対策検討委員会の委員・幹事 15 人に一対比較アンケートを実施し、評価指標について独自の重み係数を設定しました。

※2 資産集積度とは

家屋等の資産が集中しているほど浸水時の影響が大きいと考えるもので、本計画では延床面積が大きいほど、家屋資産が大きいと判断しました。なお、延床面積の算出にあたっては、一般財団法人日本建築情報総合センター刊行の「100m メッシュ延べ床面積データ」を参考にしています。

表 3 評価指標の重み係数

項 目	重み係数	より重要 
浸水実績（床上）	0.383	
浸水実績（床下）	0.222	
浸水実績（道路冠水）	0.096	
各種機関・施設	0.087	
緊急通行確保路線	0.075	
人口密度	0.071	
資産集積度	0.066	
計	1.000	

（参考）浸水実績（床下）の評価値算出例

$$\text{評価値} = \frac{(\text{ブロック内の床下浸水箇所数})}{(\text{ブロック内の面積})} \times \frac{(\text{全床下浸水箇所数})}{(\text{全床下浸水ブロック面積})} \times \text{重み係数}$$

(2) 地域（ブロック）のリスク評価

浸水対策を実施すべき区域を設定するため、評価指標の重み付けを基に、187 の地域（ブロック）を評価し、表 4 のとおり分類しました。

表 4 リスク評価のランク設定

ランク	設 定 条 件		浸水対策実施の 考え方	ブロック 数
	優先区域 (床下浸水あり)	一般区域 (道路冠水のみ・浸水実績なし)		
S (最高) 重点対策地区	浸水リスク「最高」	—	最優先で 実施すべき地区	2
A (高) 重点対策地区	浸水リスク「高」	浸水リスク「中」かつ 都市機能集積度「高」	優先的に 実施すべき地区	3
B (やや高)	浸水リスク「中」	浸水リスク「中」かつ 都市機能集積度「中」または「低」 または 浸水リスク「低」かつ 都市機能集積度「高」	A より優先度は 低いものの 実施を 検討すべき地区	33
C (やや低)	—	浸水リスク「低」かつ 都市機能集積度「中」または「低」 または 浸水リスク「最低」かつ 都市機能集積度「高」または「中」	優先度が低い 地区	16
D (低)	—	浸水リスク「最低」かつ 都市機能集積度「低」	優先度を 最低とする地区	133

なお、地域（ブロック）のリスク評価にあたっては、以下のような手順としました。

【地域（ブロック）のリスク評価手順】

- ① 浸水実績の有無で“優先区域”と“一般区域”に分類します。ただし、床上浸水実績を有する地域（ブロック）は枇杷首地区の1ブロックのみであるため、枇杷首地区はランク S に分類します。（図 3）

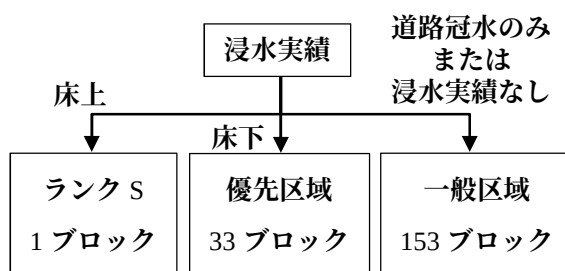


図 3 区域の設定

- ② 表 5 のとおり、評価指標を「浸水リスク」と「都市機能集積度」に分けます。

表 5 評価指標の分類

浸水リスク (X 軸)	都市機能集積度 (Y 軸)
・ 浸水実績 (床上) ・ 浸水実績 (床下) ・ 浸水実績 (道路冠水)	・ 各種機関・施設 ・ 緊急通行確保路線 ・ 人口密度 ・ 資産集積度

- ③ 図 4 のように「浸水リスク」を X 軸、「都市機能集積度」を Y 軸にとったグラフに、①で設定した区域ごとに各地域（ブロック）の評価値をプロットし、各軸の最大値を基準に 3 等分に設定します。評価値に応じて高いものから順に、都市機能集積度（Y 軸）では「高」「中」「低」、浸水リスク（X 軸）では「最高」「高」「中」「低」「最低」とします。
- ④ 優先度が高いものから順にランク S、A、B、C、D として設定します。なお、ランク設定の考え方は表 4 に示すとおりです。
- 本計画では、ランク S 及びランク A となった 5 ブロックを「重点対策地区」としました。

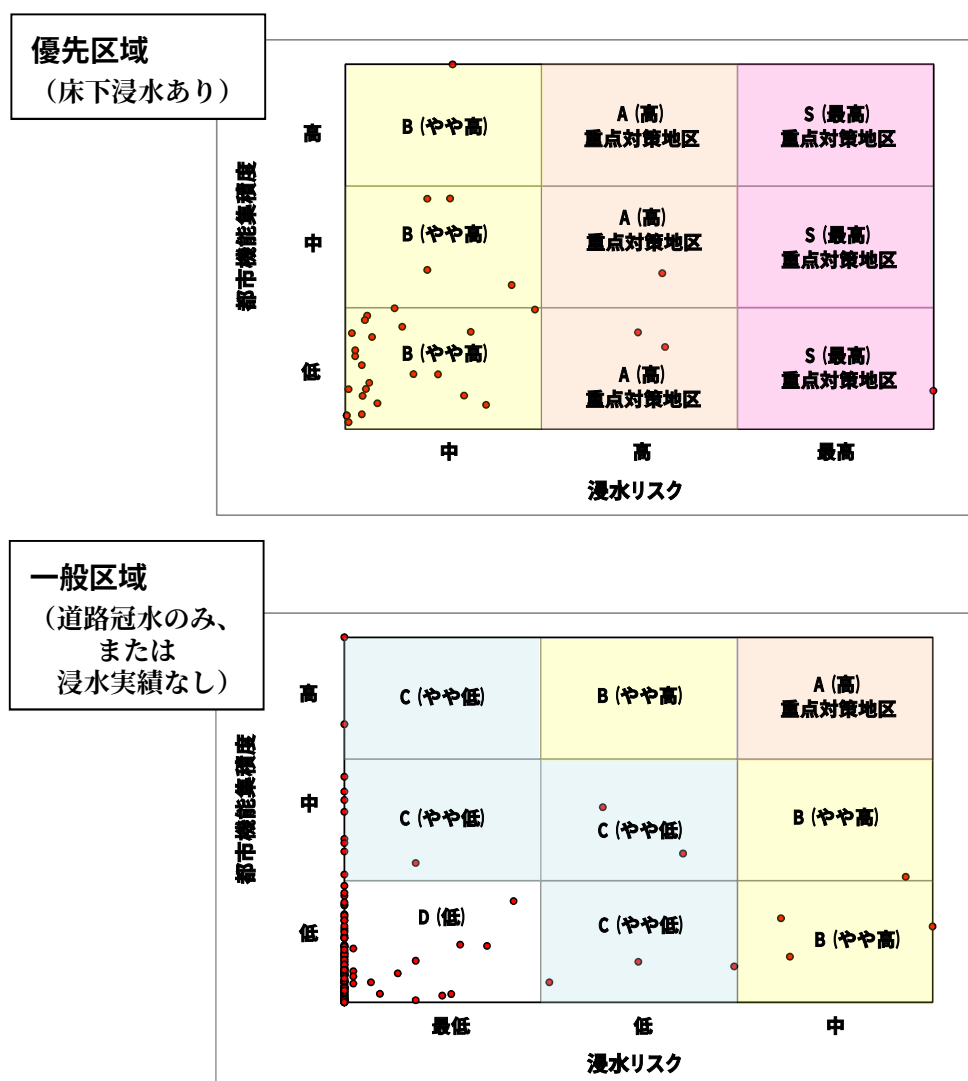


図 4 リスク評価

各地域（ブロック）のリスク評価結果（ランク S、ランク A 及びランク B）は、表 6 のとおりとなります。

表 6 リスク評価結果一覧；S・A・Bランク別

ランク	ブロック番号	排水区名	主な浸水箇所名	区域	浸水実績		
					床上 浸水 のべ 戸数	床下 浸水 のべ 戸数	道路 冠水 のべ 延長
S	105	枇杷首排水区	枇杷首	優先	1 戸	16 戸	241m
	108	小島排水区	大門（田町）、小島（新町）、中野、小島 4 区	優先	-	23 戸	2,439m
A	5	上牧野排水区	庄川本町	優先	-	15 戸	397m
	32	堀岡排水区	堀岡、堀岡新明神、堀岡古明神（新明町）、射水町 1 丁目、草岡 1 丁目	優先	-	50 戸	1,455m
	73	作道第 1 排水区	作道（新生町）	優先	-	18 戸	1,015m
B	10	前田川排水区	本町 1 丁目	優先	-	4 戸	318m
	13	田町川排水区	本町 3 丁目	優先	-	4 戸	-
	14	大石川排水区	三日曾根	優先	-	2 戸	299m
	17	神楽川排水区	中央町、中新湊	優先	-	6 戸	21m
	22	八幡第 1 排水区	八幡町 3 丁目	優先	-	4 戸	527m
	23	八幡第 3 排水区	八幡町 3 丁目	一般	-	-	315m
	25	二ノ丸第 3 排水区	二ノ丸町	優先	-	1 戸	-
	27	越ノ潟排水区	越の潟町	優先	-	1 戸	-
	37	海老江排水区 (※)	海老江、海老江七軒、海老江練合	優先	-	15 戸	60m
	66	寺塚原排水区	寺塚原	優先	-	1 戸	-
	86	片口第 1 排水区 (※)	新片町 5 丁目	優先	-	3 戸	4,758m
	96	布目排水区	布目	優先	-	3 戸	-
	100	中野排水区	中野	優先	-	1 戸	-
	109	小林排水区	八塚、小島 2 区、小林	優先	-	5 戸	170m
	117	昭和通り排水区	戸破（北手崎）、手崎	優先	-	3 戸	350m
	118	娶川排水区	手崎、鷺塚	優先	-	10 戸	1,364m
	122	神川町排水区 (※)	戸破（新町、乗舟町、中央通 3 丁目、木舟町、神川町、西楠町、鍛冶屋橋）	優先	-	25 戸	1,538m
	128	三ヶ排水区	三ヶ（田町、本中町）	一般	-	-	1,380m
	134	三ヶ・水源町排水区	三ヶ（上新町、水源町）	優先	-	9 戸	107m
	135	神川 1 号排水区	戸破（若葉町）	一般	-	-	1,575m
	137	夢美野排水区	三ヶ（夢美野）	優先	-	1 戸	58m
	145	二口排水区 (※)	大門（錦町）、二口	優先	-	14 戸	2,357m
	150	大門本江排水区	大門本江	優先	-	1 戸	19m
	157	生源寺排水区	生源寺	優先	-	1 戸	-
	159	駅南排水区	三ヶ（伊勢領 4 区、元町）	優先	-	2 戸	-
	163	太閤山排水区（第 1 分区）	中太閤山 5 丁目	優先	-	1 戸	1,355m
	164	太閤山排水区（第 4 分区）	太閤山 6 丁目、7 丁目、9 丁目、10 丁目	一般	-	-	2,698m
	167	神川排水区	戸破（宝町）	優先	-	2 戸	1,867m
	170	黒河排水区（第 1 分区）	黒河 3 区	優先	-	2 戸	914m
	171	黒河排水区（第 2 分区）	黒河 3 区	優先	-	1 戸	-
	173	黒河排水区（第 3 分区）	黒河 2 区	優先	-	3 戸	-
	178	橋下条排水区	橋下条（大白）	優先	-	2 戸	-
	180	浄土寺排水区	浄土寺	優先	-	1 戸	204m

(※)：10 年確率降雨（計画時間降雨量 50 mm 程度）に対応した雨水対策施設を整備済み

6. 段階的対策方針の策定

(1) 段階的対策方針

前項にて設定したリスク評価（ランク）を基に、浸水リスクを評価し、雨水対策施設等の整備に係る事業費等を考慮した結果、より優先度の高い 16 地区を抽出し、当面・中期・長期の段階に応じた対策方針を策定しました。

段階的対策方針の対策内容を実施するための総事業費は 70 億円程度を見込んでおり、財源の一部として国の交付金を活用しながら、財政状況等を踏まえ対策を進めます。なお、対策内容については、早期に整備効果を発現させるための手法を検討する等、浸水被害の軽減に向けた効率的な整備に努めます。

当面目標である 5 年後までは重点対策地区を優先的に、長期目標である 20 年後までは B ランクの地域（ブロック）のうち、優先度が高い地域から事業着手するものとし、当面・中期・長期の段階に応じた対策方針を表 7 のとおり設定しました。

表 7 段階的対策方針

ランク	排水区名	排水区面積	対策内容 (案)	事業着手時期		
				当面 (5 年間)	中期 (5 年間)	長期 (10 年間)
S 重点対策 地区	枇杷首	6.0 ha	・管きょ整備	↔		
	小島	20.6 ha	・調整池 ・管きょ整備	↔		
A 重点対策 地区	堀岡	62.7 ha	・管きょ整備	↔		
	上牧野	18.8 ha	・マンホール ポンプ増強	↔		
	作道第 1	22.0 ha	・調整池	↔		↔
継続 事業	娶川	338.2 ha	・調整池 ・管きょ整備	↔		
	片口第 1	93.4 ha	・管きょ整備	↔		
	夢美野	6.7 ha	・管きょ整備	↔		
B	黒河（第 1～3 分区）	107.3 ha	・調整池 ・管きょ整備		↔	
	八幡第 1	19.2 ha	・ポンプ増強 ・管きょ整備		↔	
	太閤山（第 4 分区）	60.6 ha	・管きょ整備		↔	
	三ヶ	31.4 ha	・管きょ整備			↔
	神川	76.7 ha	・管きょ整備			↔
	大石川	54.9 ha	・調整池 ・管きょ整備			↔
	小林	112.2 ha	・調整池			↔
	越ノ潟	20.5 ha	・ポンプ増強 ・管きょ整備			↔
	その他 （上記以外の 20 排水区）		・既に雨水対策施設を整備した地域、応急対策・暫定整備を実施した地域では経過観察 ・既存水路の排水能力の向上等、他事業との連携による雨水対策を検討			

(2) 段階的対策方針の対策目標

段階的対策方針の対策目標については、当面・中期・長期の段階に応じた対策方針に基づき、表 8 のとおりとしました。

表 8 段階的対策方針の対策目標

ランク	当面目標（5 年後） 2023 年度末	中期目標（10 年後） 2028 年度末	長期目標（20 年後） 2038 年度末
S 重点対策地区	6.0 ha (23 %)	26.6 ha (100 %)	26.6 ha (100 %)
A 重点対策地区	18.8 ha (18 %)	87.4 ha (84 %)	103.5 ha (100 %)
B (継続事業を含む 11 地区)	438.3 ha (48 %)	498.9 ha (54 %)	921.1 ha (100 %)
計	463.1 ha (44 %)	612.9 ha (58 %)	1,051.2 ha (100 %)

今後、本計画の着実な実行のため、達成に向けた進捗管理を行います。また、基本的に 5 年に 1 回の定期的な点検を行うとともに、雨水対策施設等を整備した地域（ブロック）や、応急対策・暫定整備を実施した地域（ブロック）に対しても、経過観察を行いながら浸水リスクを確認し、新たな箇所での浸水被害により優先的に雨水対策が必要な地域が発生する等、計画と実情に大幅な乖離が生じた場合は、速やかに本計画を見直します。

(3) 雨水管理方針マップ

本計画における浸水対策実施区域、計画降雨（整備目標）、段階的対策方針をマップ化してとりまとめた「雨水管理方針マップ」を図 5 のように作成しました。

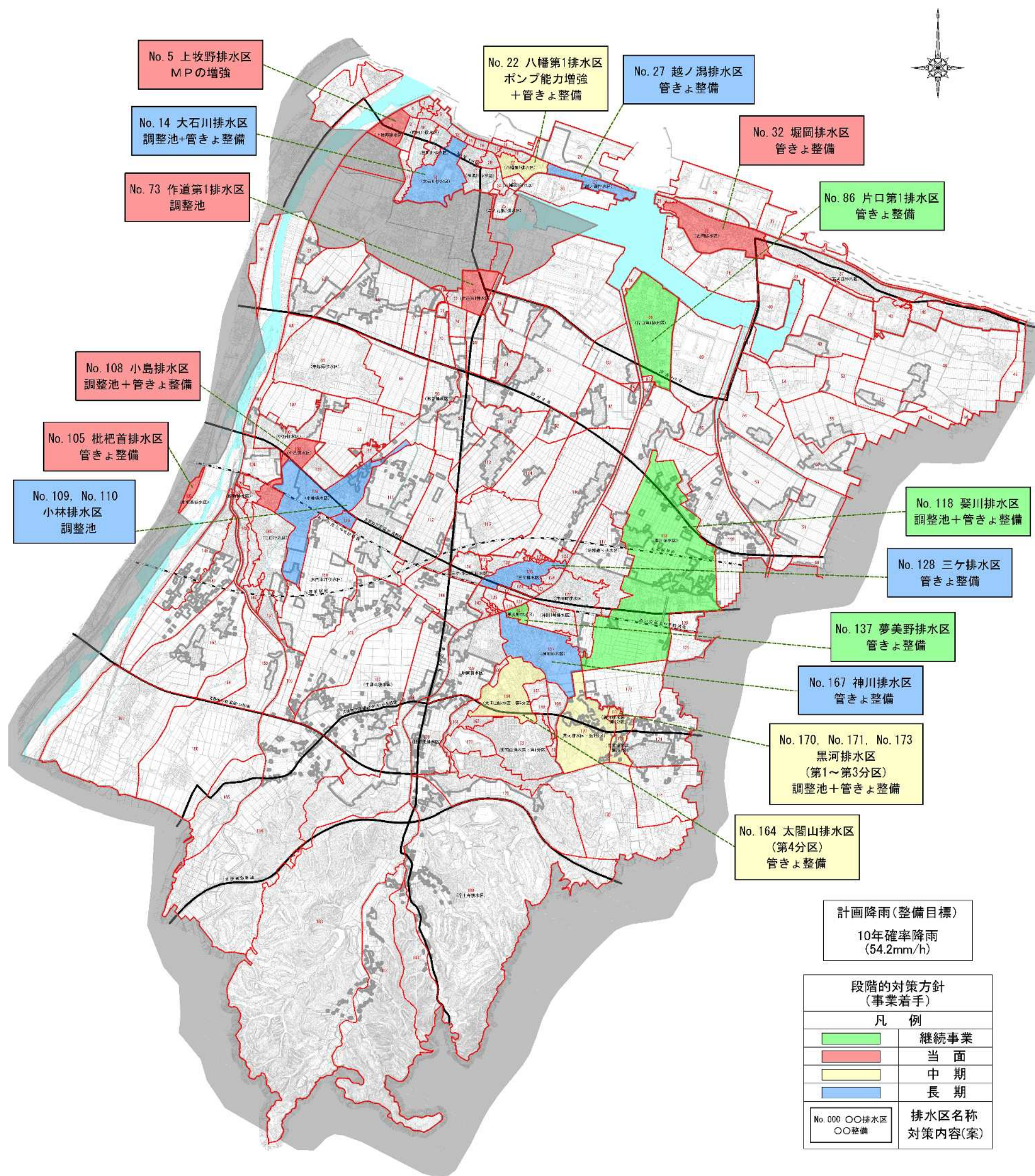


図 5 雨水管理方針マップ

7. 総合的な雨水対策の取組みの推進

雨水対策として、雨水管きょやポンプ施設、調整池等の施設整備を行う手法を「ハード対策」といいます。ハード対策では、その効果が顕著に現れることが長所として挙げられますが、一方で、短所として、多額の費用と整備期間を要することや、想定を超える降雨の場合は被害を食い止められないことが挙げられます。

これに対して、あらかじめ土のうを用意したり、的確な災害情報や避難情報をこまめに発受信したりする等、雨水対策施設等の整備に頼らずに対策を講ずることを「ソフト対策」といい、ハード対策と併せて実施することで被害を最小減に抑えることができます。

また、ハード及びソフトの両対策において、行政が行う対策（取組み）を「公助」、住民自らや消防団、地域振興会等が自主的に行う対策（取組み）を「自助・共助」といい、それぞれの役割を明確にし、対策を組み合わせることが重要です。

今後、自助・共助によるソフト対策を一層進めるための積極的な情報発信に努めていくとともに、降雨状況等の情報を活用しながら、浸水被害の軽減に向け、総合的な雨水対策の取組みを推進していきます。

また、床下浸水被害等が局地的に発生している箇所については、自助対策の支援についても、雨水対策の研究課題として検討します。

表 9 総合的な雨水対策の取組みのメニュー案

公共施設における流出抑制施設の設置の推進
公共施設周辺での浸水被害軽減のため、公共施設において、雨水貯留施設等の流出抑制施設の設置を推進します。
土のうマップの公開と土のうの作り方等の周知
土のうの配備箇所を位置図に示した「土のうマップ」を市のホームページにて公開します。 また、土のうの作り方や積み方についても、市のホームページを通じて周知します。なお、市が実施している防災訓練では、土のうの作り方講習や積み方の実演も行っています。
自助・共助の推進
水はけを良くするため、雨水ますや側溝内のごみや泥の定期的な清掃を推奨します。

○防災情報

- ・射水市携帯サイト

<http://www.city.imizu.toyama.jp/mobile/>

「緊急情報ポータル、メール配信サービス、最新のお知らせ、くらしの情報、行政Q&A、イベント情報、窓口案内、施設一覧」を情報提供しています。



※ PC ブラウザに対応していない機種では正常に表示されない場合があります。

- ・射水市メール配信サービス

<http://www.city.imizu.toyama.jp/mmag/mmagMenu.aspx>

パソコンや携帯電話のメールアドレスを登録していただいた方を対象に、「射水市メール配信サービス」を実施しています。気象庁から発表される警報・注意報情報のうち射水市内に関する情報をEメールでお届けします。受信を希望する警報・注意報情報を選択し、その情報の発令があった場合のみ情報をお届けすることができます。

- ・射水市防災気象情報（射水市）

<http://www.city.imizu.toyama.jp/weather/index.html>

- ・射水市災害情報ポータルサイト

<http://sgportal.city.imizu.toyama.jp/>

- ・防災ネット富山（国土交通省、富山県）

<http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/bousainet/kasen/>

- ・富山防災WEB（富山県）

<http://www.bousai.pref.toyama.jp/>

- ・気象庁防災情報

<http://www.jma.go.jp/jma/menu/flash.html>

- ・富山地方気象台

<http://www.jma-net.go.jp/toyama/>